

1 策定の趣旨

私たちが住む地球の恵み豊かな自然と環境は、長い歴史の中で様々な生態系が微妙なバランスを維持することによって創られたものであり、この恵沢は次世代に引き継がなければなりません。しかし、人類の成長とともに、現代社会がより良い生活を目指した結果、環境への負荷が増大し、近年では地球温暖化といった地球的規模での環境問題に直面しています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、天然資源の枯渇や価格高騰による資源制約への懸念、廃棄物問題、河川や海の水質汚濁、自動車の排気ガス等による大気汚染などの問題を生じさせており、社会経済の持続可能な発展に支障を来すおそれがあります。更には、地球温暖化の影響によるものと考えられている異常気象やそれに伴う自然災害も私たちの生活からは切り離せない問題となっています。

こうした中、国においては、循環型社会¹の実現に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、各種リサイクル法²などに基づく取組が進められてきました。また、「21世紀環境立国戦略（平成19年6月1日閣議決定）」において「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を世界から地域まで広い視野の下に、強力に展開することとされたところです。

本県においては、平成15年3月に策定した第1次広島県廃棄物処理計画（以下「第1次計画」という。）において、廃棄物の減量化目標を定め、各種の廃棄物対策に取り組んできました。また、産業廃棄物の排出抑制等を図る新たな経済的手法として、平成15年4月に産業廃棄物埋立税制度³を導入し、その税収を活用した「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を進めてきました。

廃棄物処理を取り巻く現況は年々変化しており、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理の徹底などについては、まだ多くの課題が残されています。廃棄物問題は「誰かが解決してくれる」ものではなく、循環型社会を実現するためには、私たち一人ひとりが意識と行動を変えていかなければなりません。

これまでの県民、事業者や行政の取組、第1次計画の評価、産業廃棄物埋立税の効果や各種リサイクル法の動向などを踏まえ、循環型社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、第2次広島県廃棄物処理計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。

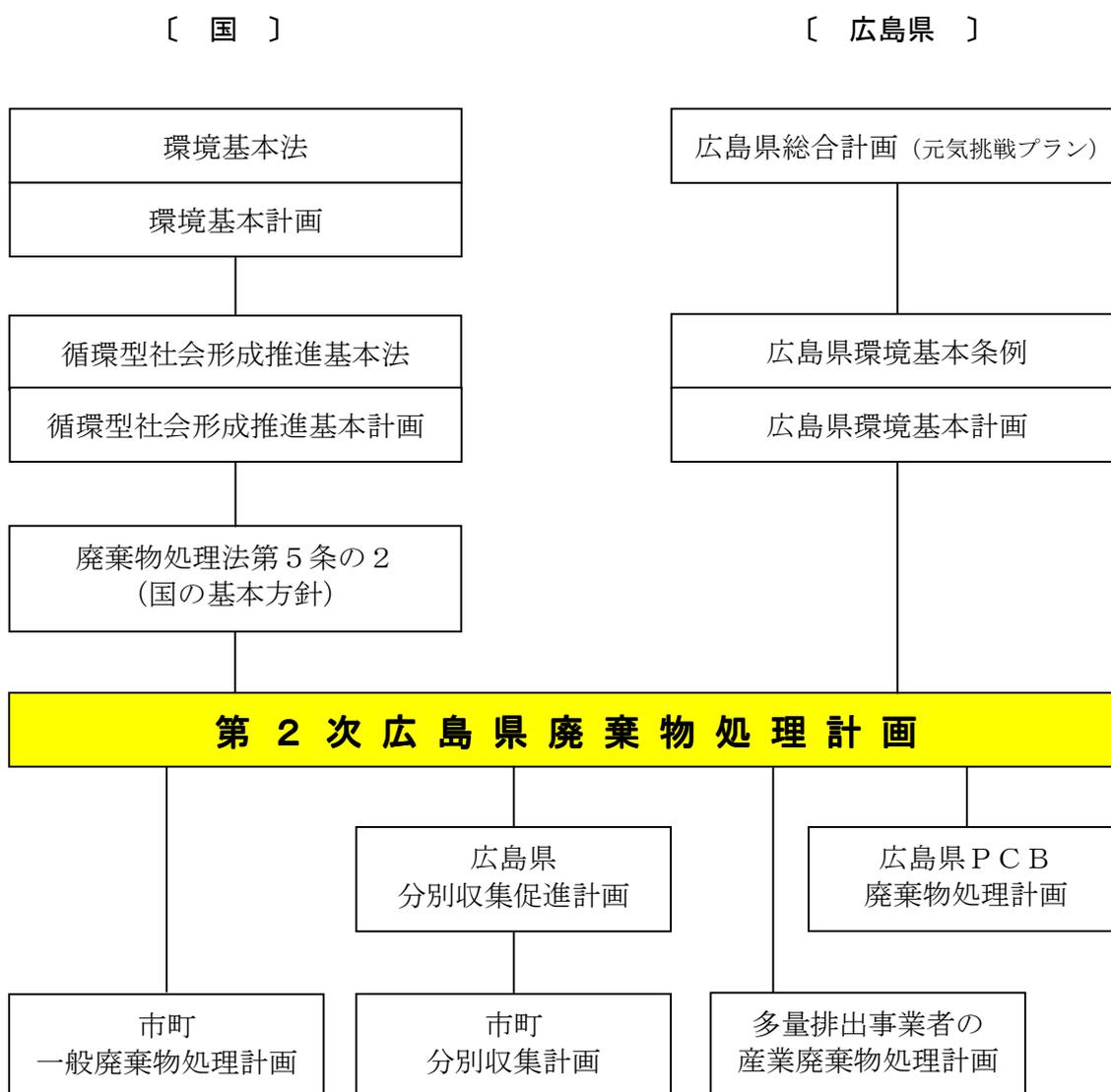
1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念で「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。
2 各種リサイクル法：廃棄物の特性に応じて定められたリサイクルに関する法律で、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法がある。
3 産業廃棄物埋立税制度：県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するため、広島県が独自に課税する地方税。税収はリサイクルの推進などの廃棄物施策の費用に充てることとされている。

2 計画の位置付け

この計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画です。

廃棄物処理法第5条の2に基づく国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即したものであり、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の趣旨を踏まえたものです。

また、広島県環境基本計画に掲げた循環型社会の実現を図るための、本県の廃棄物対策の基本となる計画であり、県民、事業者、廃棄物処理業者、市町及び県がそれぞれの役割分担において、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進する指針とします。

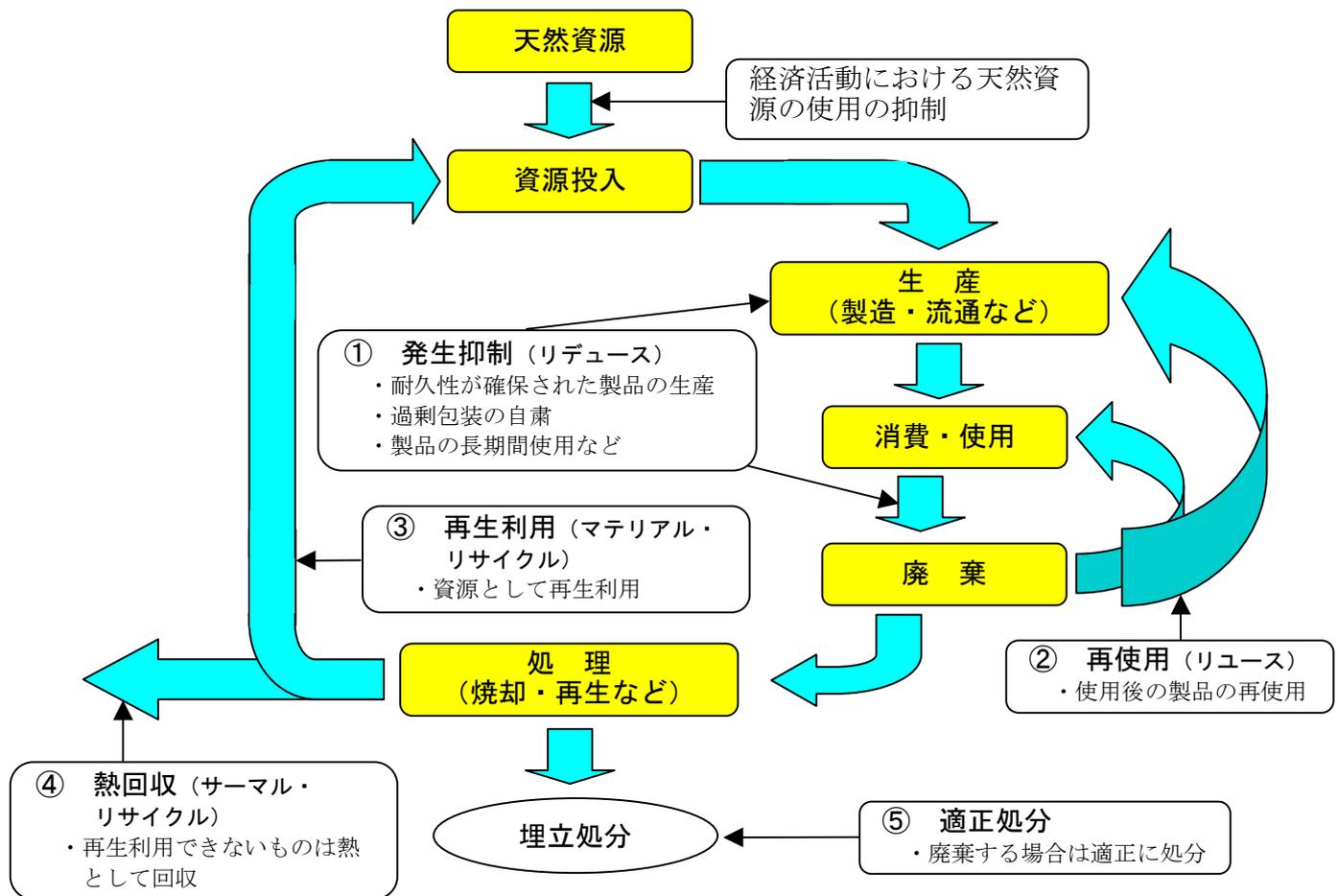


3 目指すべき循環型社会の姿

大量生産，大量消費，大量廃棄といったこれまでの社会経済システムや一人ひとりのライフスタイルを見直し，できる限り廃棄物の発生を抑制し，再使用，再生利用及び熱回収を進めた上で，残った廃棄物については，環境負荷の低減に配慮して適正に処理していく「循環型社会」の実現を目指します。

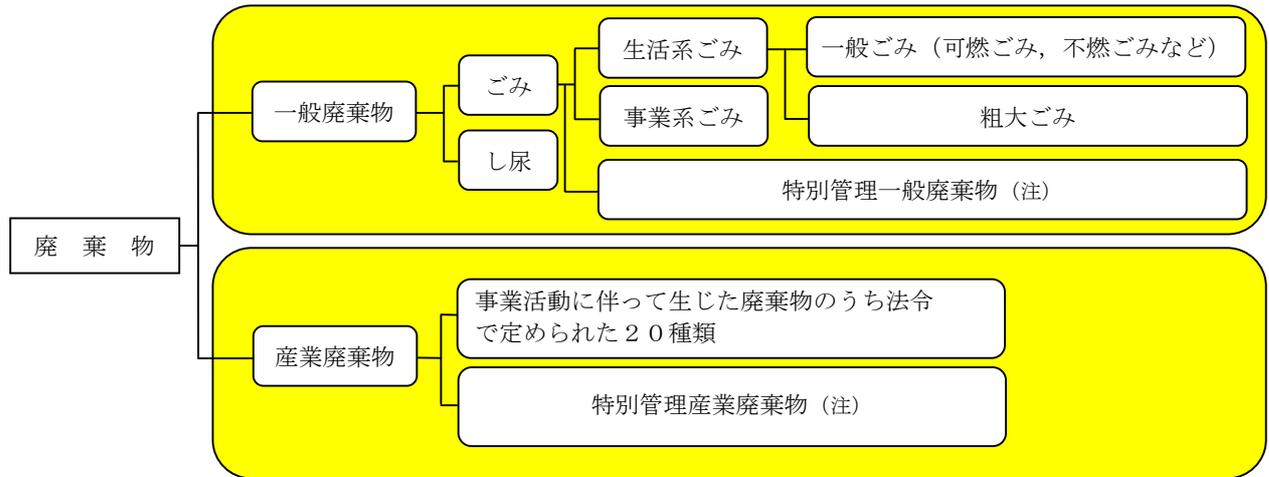
また，この循環型社会の実現を目指す取組は，地球温暖化防止対策にも資するものです。

目指すべき循環型社会の姿



4 計画の対象

この計画は、廃棄物処理法第2条に規定する廃棄物を対象とします。



(注) 一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性(揮発油類, 灯油類等), 毒性(廃PCB, 廃石綿等), 感染性その他, 人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成22年度までの4年間とし、平成22年度を目標年度とします。

6 廃棄物処理計画と市町計画との関係

市町は、廃棄物処理法により、区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動を促進するとともに、一般廃棄物を適正に処理するために必要な措置を講じる責務を負っています。このため、市町は、一般廃棄物処理の基本となる一般廃棄物処理計画や、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づく分別収集計画を策定し、一般廃棄物の処理やリサイクルなどに取り組むこととされています。

この廃棄物処理計画は、市町がこうした取組を計画的・効果的に進めていくための基本的な方向を示すものです。

第2章 廃棄物処理の現状

第1節 一般廃棄物

1 ごみの現状

(1) ごみの排出状況

ごみの排出量及び1人1日当たりの排出量は、平成8年度から平成13年度にかけて増加傾向にありましたが、平成14年度からは、減少に転じています。

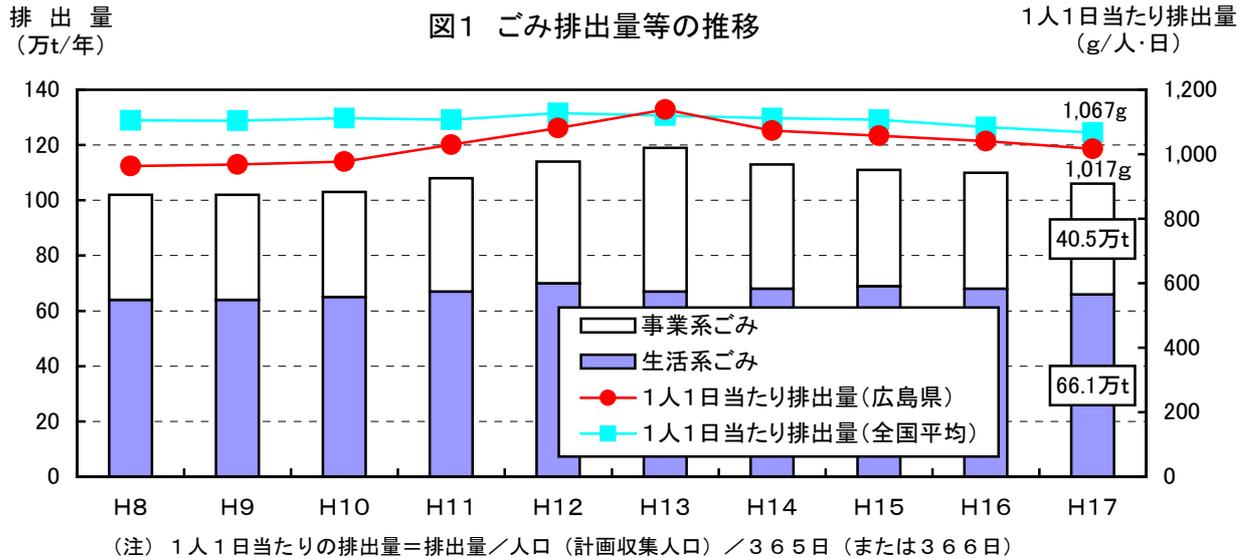
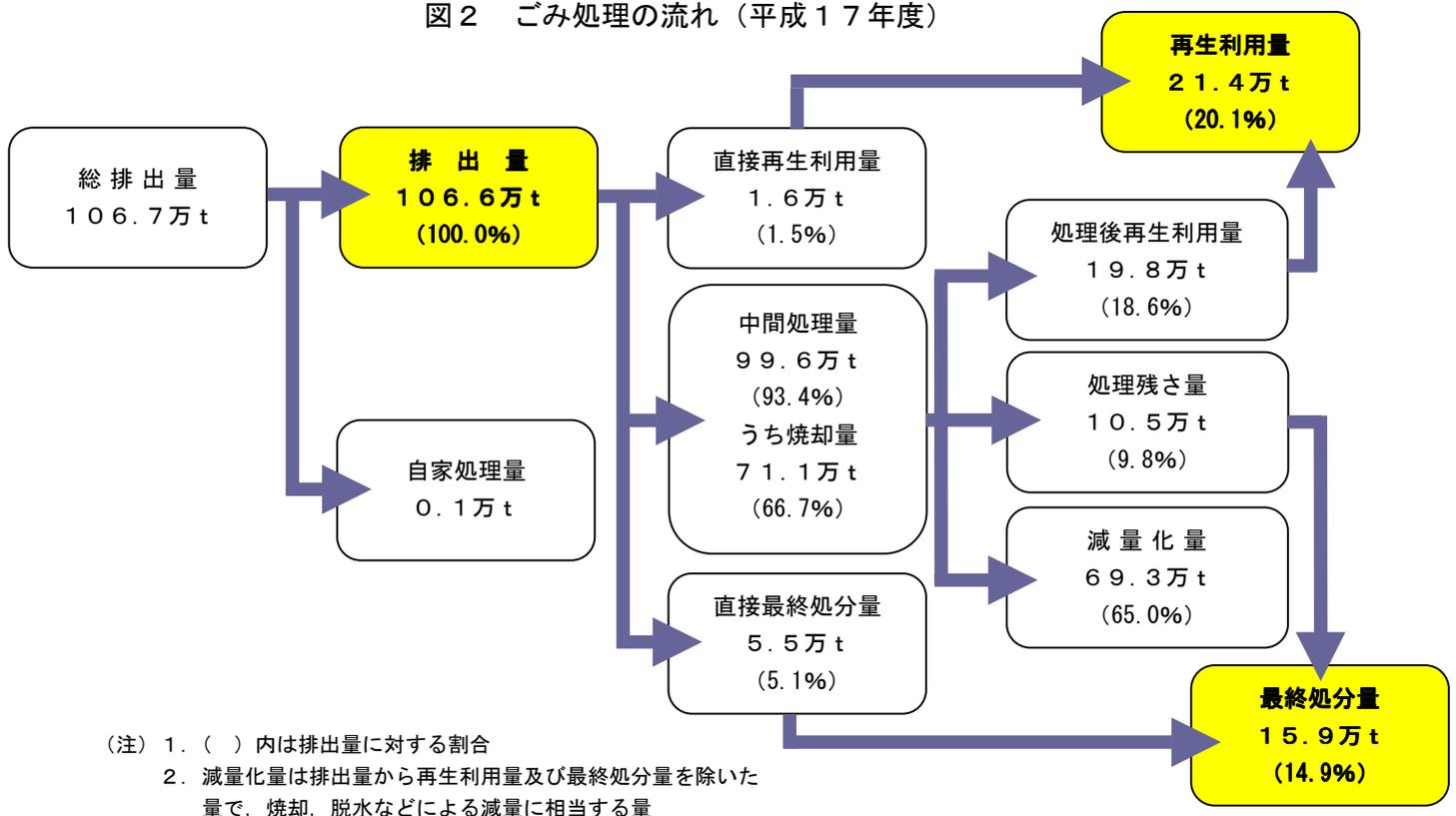


図2 ごみ処理の流れ(平成17年度)



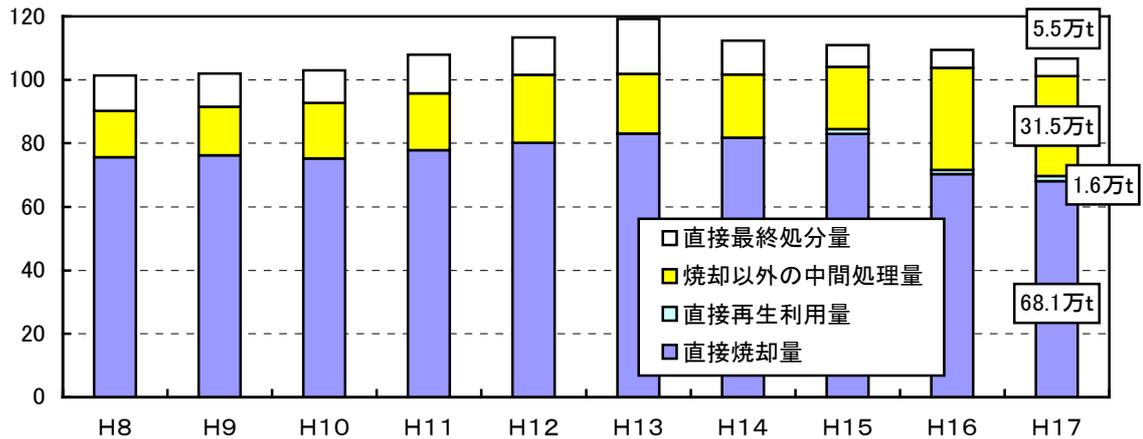
(2) ごみの処理状況

ごみ処理量のうち、焼却以外の中間処理量（粗大ごみ処理施設及び資源化施設の処理量）については、資源化施設であるごみ固形燃料化施設が本格的に稼動したことに伴い、平成16年度以降大幅に増加しています。

また、直接最終処分量は、平成14年度以降減少しています。

(万t/年)

図3 ごみ処理量の推移



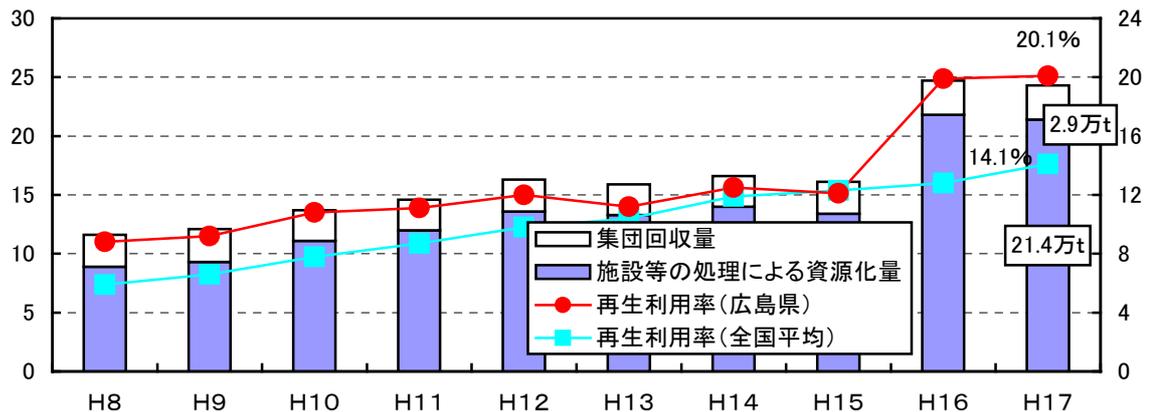
(3) ごみの再生利用等の状況

再生利用量は、容器包装廃棄物のリサイクル、焼却灰の有効利用等に加えて、特に、RDF¹（ごみ固形燃料）の製造量の増加に伴い、平成16年度以降大幅に増加しています。

再生利用量等
(万t/年)

図4 ごみ再生利用量等の推移

再生利用率
(%)



(注) 再生利用率 (%) = (ごみ再生利用量) / (ごみ処理量) × 100

1 RDF (ごみ固形燃料): ごみに含まれる厨芥・紙などを乾燥・粉砕して石灰などを混ぜ、クレヨン状に成形加工した固形燃料のこと。

また、平成16年4月には、RDF（ごみ固形燃料）によるごみの広域リサイクル発電・灰溶融²事業を行う福山リサイクル発電㈱が操業を開始し、熱回収や溶融スラグ³のリサイクルを行っています。市町のごみ焼却施設においても、焼却熱を活用した発電量が増加するとともに、灰溶融スラグの有効利用が進みつつあります。

第1表 福山リサイクル発電（株）の施設概要

設置場所	福山市箕沖町107-8
処理方式	シャフト炉式ガス化溶融炉（JFEエンジニアリング（株））
施設規模	RDF燃焼量 314 t/日（1炉） 発電端出力 20,020 kW 発電端効率 28.1%
稼動年月	平成16年4月
RDF処理量等	平成16年度：RDF処理量76,877トン、溶融スラグ ⁴ 製造量8,091トン 平成17年度：RDF処理量68,298トン、溶融スラグ ⁴ 製造量9,063トン
発電量	平成16年度：105,652 MWh 平成17年度：97,743 MWh
参画市町	三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、廿日市市、世羅町、神石高原町 合計 9市町

第2表 市町のごみ発電量

年度	年間総発電量	関係ごみ処理施設
平成15年度	65,298 MWh	広島市中工場、広島市安佐南工場、広島市南工場、 広島市安佐北工場、クリーンセンターくれ、 安芸クリーンセンター
平成16年度	83,400 MWh	
平成17年度	83,095 MWh	

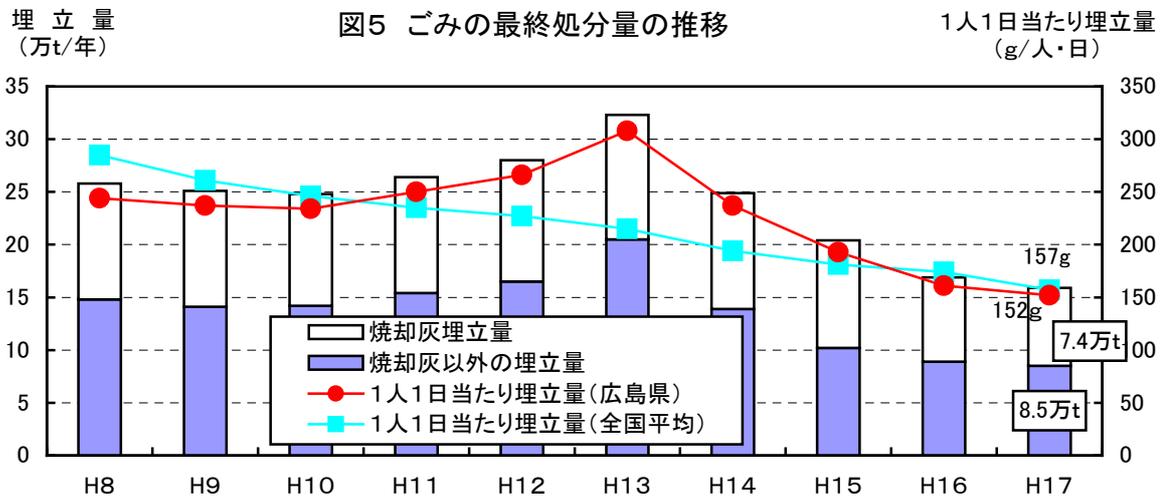
第3表 市町における溶融スラグの再生利用状況（平成17年度）

製造量 （千トン）	再生利用量 （千トン）	関係ごみ処理施設
14.3	4.4	広島市中工場、クリーンセンターくれ、 安芸クリーンセンター

-
- 2 灰溶融：焼却灰やばいじんを、融点（1,300～1,500度）以上の高温で処理し、岩石状の固化物にすること。灰溶融によって得られた固化物（灰溶融固化物）は、元の容積の1/2～1/3に減容できること、重金属の溶出のおそれがないこと、土木・建設材料としての再生利用が期待できるなどの利点がある。
- 3 溶融スラグ：被溶解物中の無機質が溶融してガラス質になったもので、道路の路盤材などに使用されている。

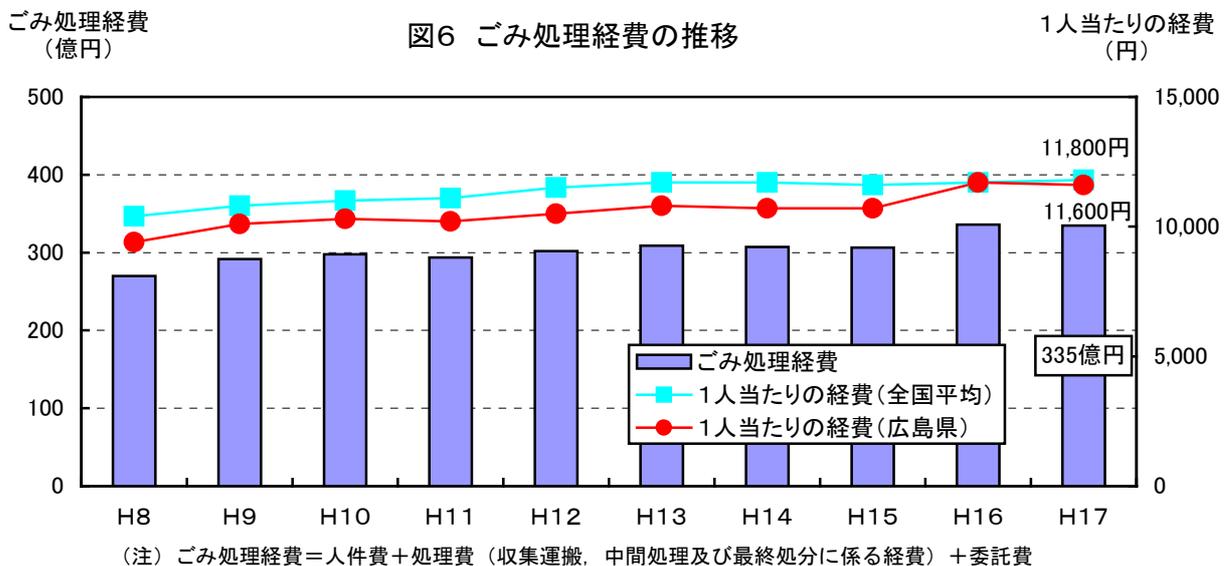
(4) ごみの最終処分の状況

最終処分量は、平成13年度まで増加傾向にありましたが、平成14年度以降は減少に転じています。なお、平成13年3月に発生した芸予地震の影響により、平成13年度は一時的に最終処分量が増加しています。



(5) ごみ処理経費の状況

ごみ処理経費は、ごみ処理方法の高度化や分別収集区分の細分化などに伴い、年々増加する傾向にあります。



(6) ごみ処理施設の整備状況

市町及び一部事務組合が設置しているごみ処理施設の状況は、平成17年度末現在で、焼却施設が27施設(処理能力:3,169 t/日)、資源化施設が27施設(処理能力:571 t/日)、粗大ごみ処理施設が13施設(393 t/日)、燃料化処理施設が7施設(550 t/日)、保管施設が29施設(規模:12,636m²)、最終処分場が31施設(規模:約886万m³、残余容量⁴:約239万m³)となっています。

4 残余容量(年数):最終処分場で廃棄物を埋立処分できる全体の容量のうち、既に埋め立てられた容量を除いた、埋立可能な容量(年数)のこと。

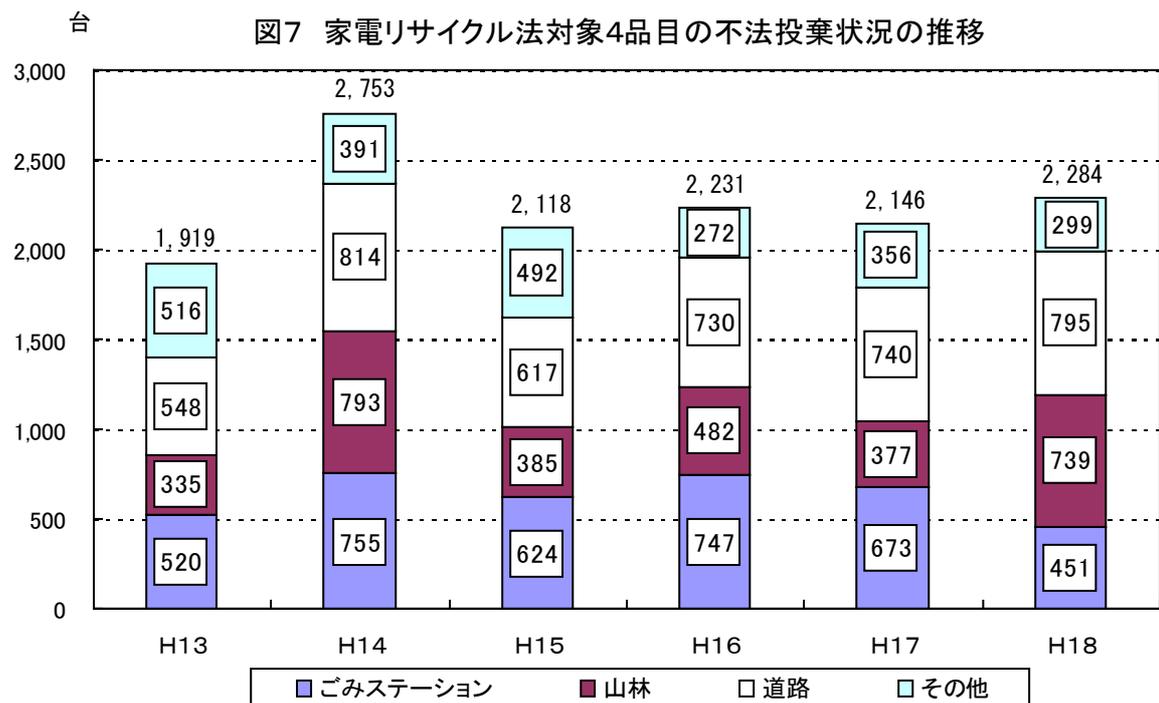
(7) 不法投棄の状況

家庭ごみの適正処理や不法投棄の防止については、多くの市町において、廃棄物の処理に係る条例のほか、ポイ捨て防止条例や環境美化条例などの制定、モデル地域や重点監視地区の設定などの取組が行われています。

一方で、人目に付きにくい場所では、主に廃家電や家具類などの粗大ごみの不法投棄が後を絶たない状況にあります。

特に、テレビなど特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）の対象となる大型廃家電については、排出者がリサイクル料金等を負担することが義務付けられていることから、法施行時からこれらの不法投棄が懸念されています。

県内における家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機）の不法投棄の発生状況は次のとおりとなっており、市町など関係機関により、様々な不法投棄防止活動を実施していますが、大型廃家電の不法投棄発生台数は、ほぼ横ばいで推移しています。



2 汚水処理

(1) 汚水処理の状況

水洗化人口⁵は、平成17年度で2,403千人で、そのうち公共下水道⁶人口が1,695千人（水洗化人口の71%）、浄化槽⁷人口が708千人（同29%）となっています。水洗化率は年々上昇していますが、全国平均に比べると、依然として低い状況となっています。

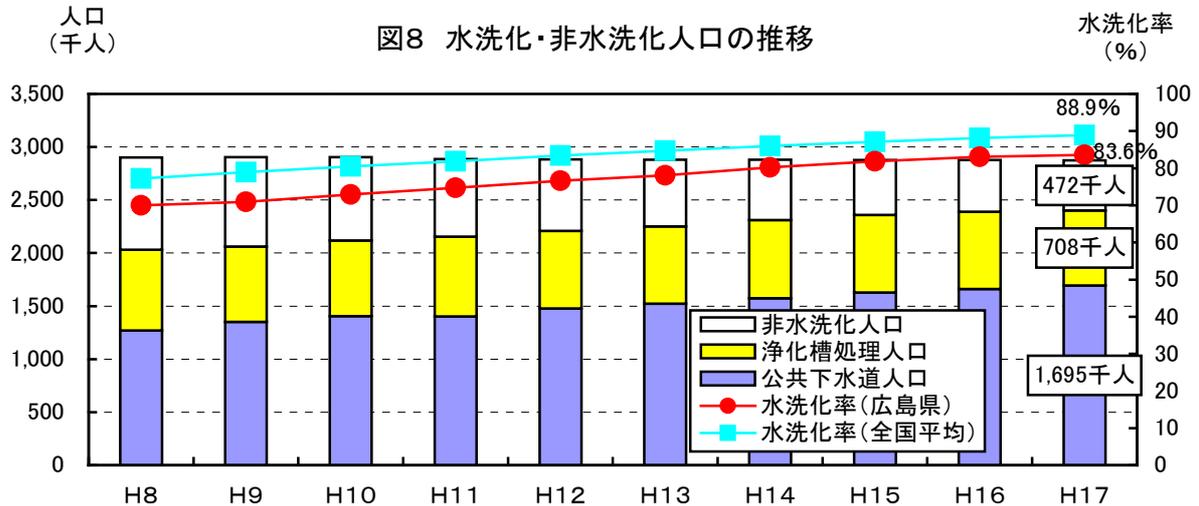
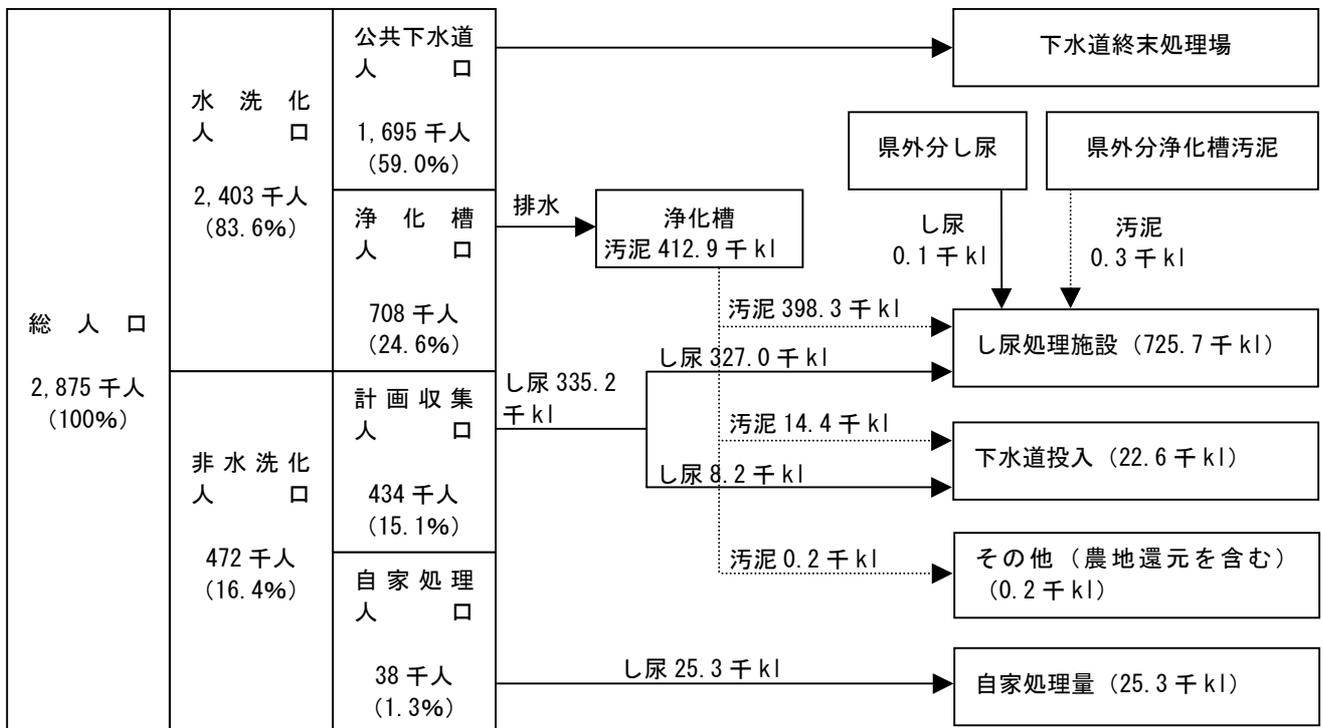


図9 し尿等の処理の流れ（平成17年度）

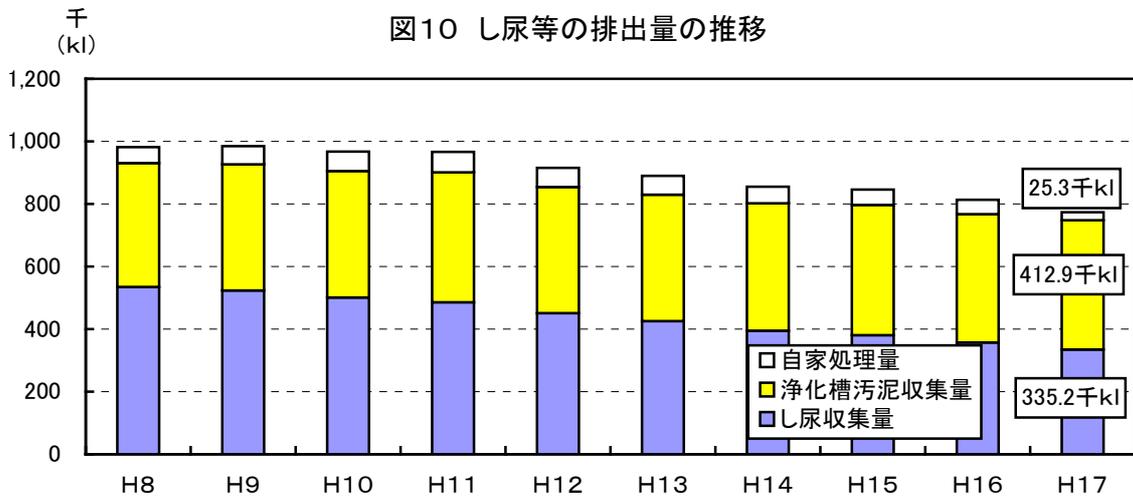


(注) 人口は、平成17年10月1日現在

5 水洗化人口：公共下水道に接続してし尿等を処理している公共下水道人口と浄化槽（合併処理浄化槽，単独処理浄化槽，農業集落排水処理施設等）を利用してし尿等を処理している浄化槽人口を合わせたもの。
 6 公共下水道：主として市街地における下水を集中排除し又は処理するために，地方公共団体が管理する下水道で，処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものがある。
 7 浄化槽：水洗トイレ汚水（し尿）と，台所や風呂，洗濯などの生活雑排水を微生物の働きにより浄化処理する装置のこと。

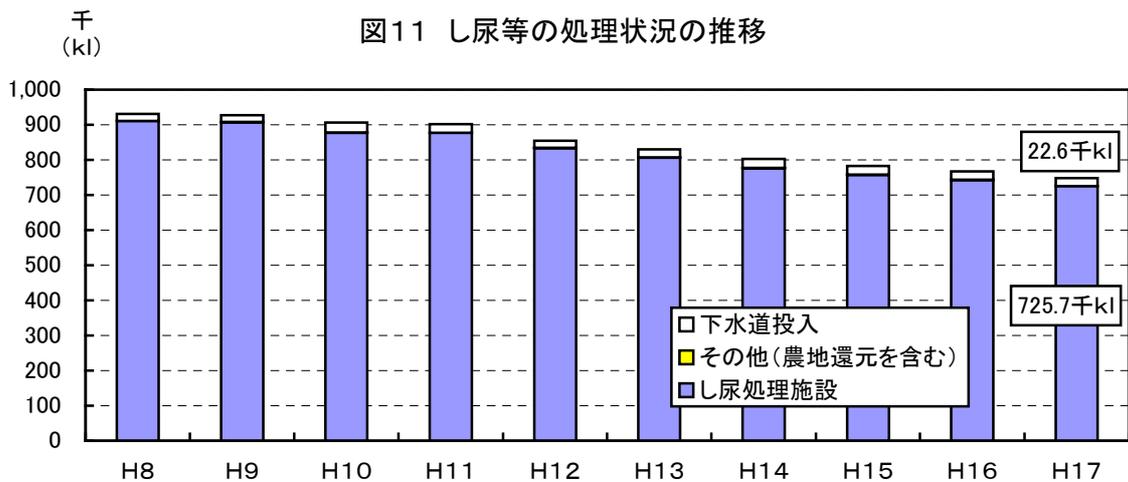
(2) し尿等の排出状況

し尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の排出量は、全体としては、下水道や合併処理浄化槽の整備・普及に伴い、年々減少しています。



(3) し尿等の処理状況

し尿等は、し尿処理施設で処理されるものがほとんどで、一部が下水道投入により処理されています。



(4) 汚水処理施設の整備状況

市町及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は、平成17年度末現在で36施設あり、1日当たりの処理能力は、2,777キロリットルとなっています。

(5) 浄化槽の整備状況

浄化槽の設置基数は、平成17年度末現在192千基であり、うち単独処理浄化槽が121千基、合併処理浄化槽が71千基となっています。

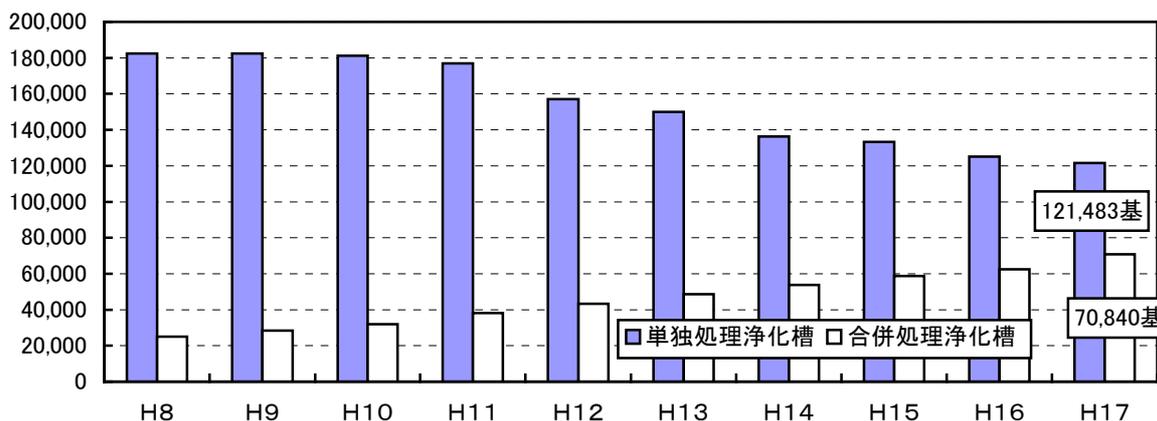
単独処理浄化槽は、平成12年6月の浄化槽法（昭和58年法律第43号）の改正において、し尿と生活雑排水を合わせて処理するものだけが浄化槽と定義されたこと

から、新たに設置されることはなく、既設のものが廃止されたり、下水道又は合併処理浄化槽に転換することにより減少傾向にあります。

一方、合併処理浄化槽は、新設又は単独処理浄化槽からの転換により増加傾向にあります。

総数については、新規設置による増加要因と、下水道接続による減少要因により、最近では、ほぼ横ばいで推移しています。

(基) 図12 浄化槽の設置基数の推移

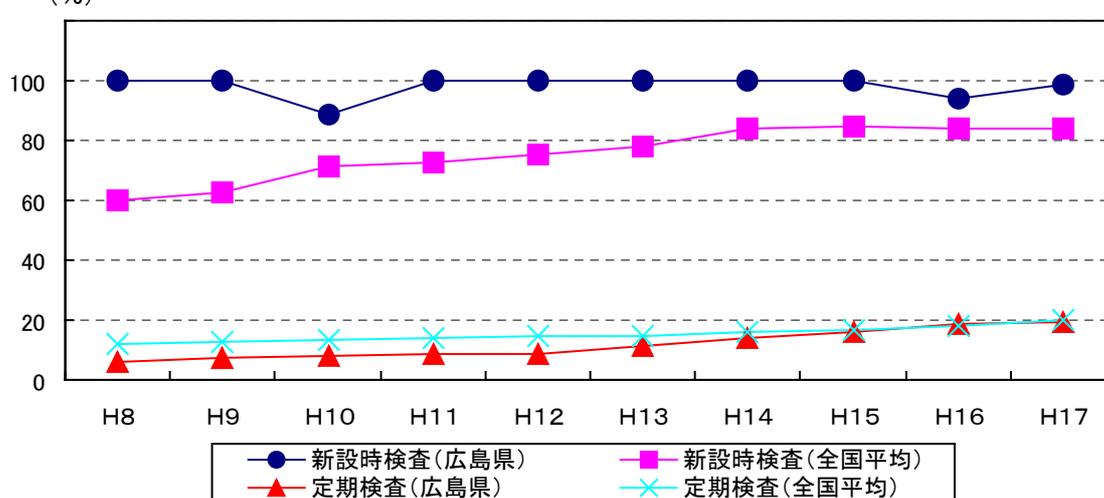


(6) 浄化槽法定検査の受検状況

浄化槽の管理者は、浄化槽が正しく機能しているかどうかを確認するため、浄化槽法に基づき、法定検査を受けることが義務付けられています。具体的には、新しく浄化槽を設置した場合や構造又は規模の変更をした場合は使用開始3ヶ月後から8ヶ月後までの間（新設時検査）に、また、その後も毎年1回、水質に関する検査（定期検査）を受ける必要があります。

平成17年度における法定検査の受検率は、新設時検査については、ほぼ100%ですが、定期検査については、19.4%と低い状況にあります。

(%) 図13 浄化槽の法定検査の受検率の推移



第2節 産業廃棄物

1 排出量等の推移

本県では、産業廃棄物の排出等の実態を5年毎に調査しています。

平成2年度以降、排出量は概ね1,400万トン前後で推移している中で、最終処分量が着実に減少しています。

平成17年度の状況を平成12年度と比べてみると、排出量は1,357万トンとやや減少し、再生利用量は924万トンと横ばいで、最終処分量は60万トンと大幅に減少しています。最終処分量の大幅な減少は、汚泥⁸やばいじん⁹のセメントへの原料化の拡大等によるものと考えられます。

(万トン) 図14 産業廃棄物の排出量等の推移

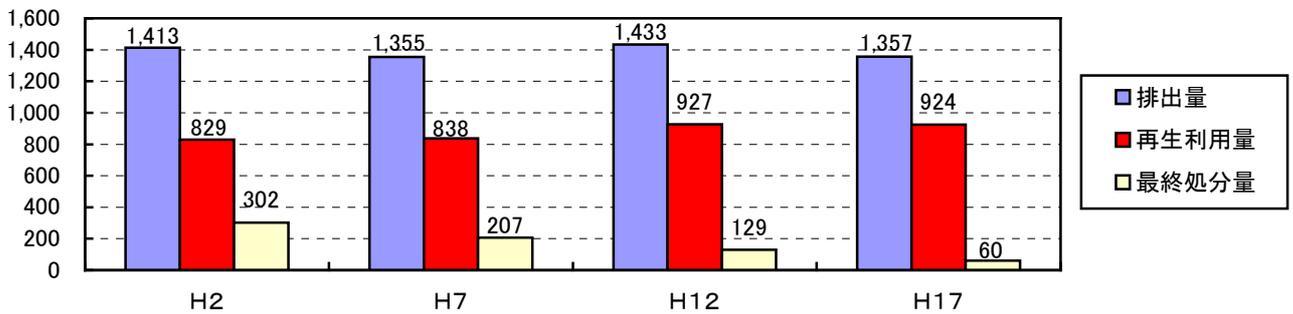
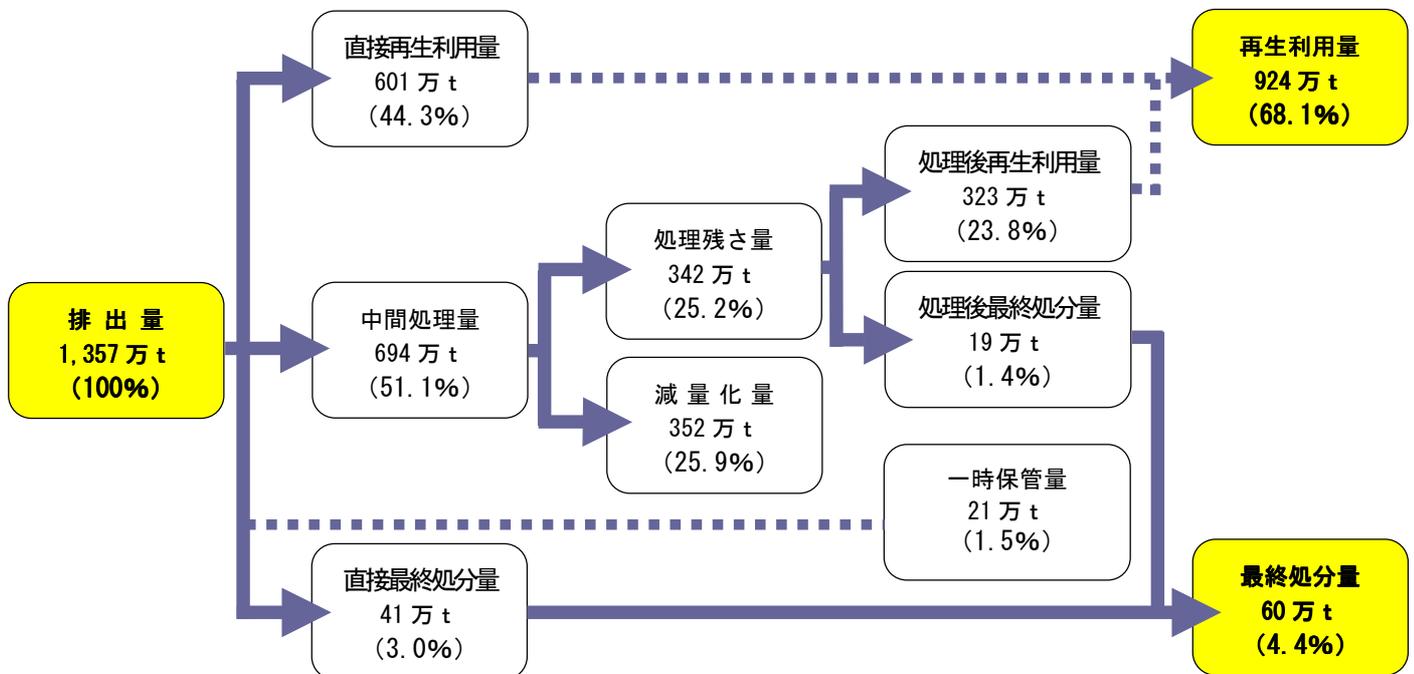


図15 産業廃棄物の処理の流れ(平成17年度)



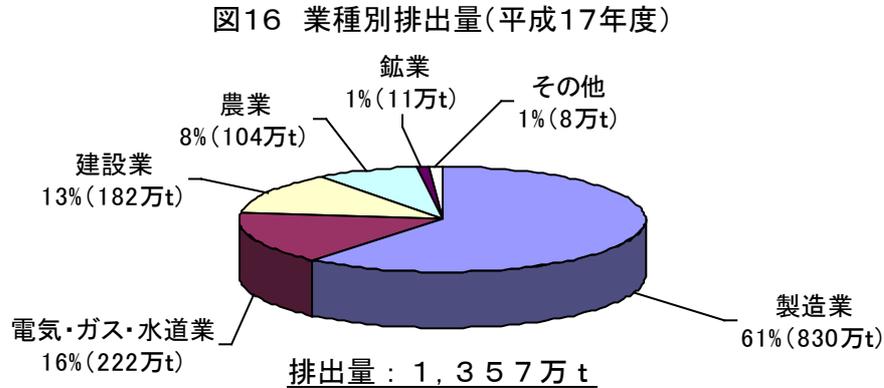
(注) ()内は排出量に対する割合

8 汚泥：工場排水や下水などの処理後に残る又は各種製造業の製造工程において生じる泥状の廃棄物のこと。

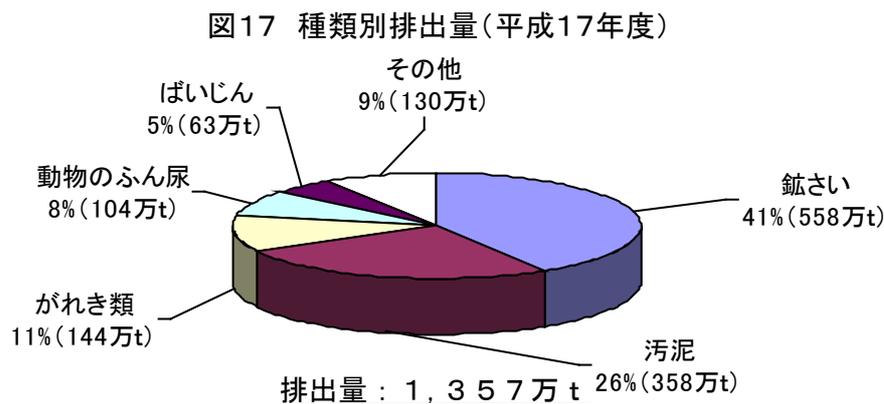
9 ばいじん：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設において発生し、ばい煙処理施設の集塵装置で捕集された粒子状の廃棄物のこと。

2 業種別排出状況等

平成17年度に県内の事業所から排出された産業廃棄物の状況を業種別に見ると、製造業からの排出量が最も多く、以下、電気・ガス・水道業、建設業の順となっており、この3業種で全体の90パーセントを占めています。



次に種類別に見ると、鉱さい¹⁰が最も多く、以下、汚泥、がれき類、動物のふん尿の順となっており、この4種類で全体の86パーセントを占めています。



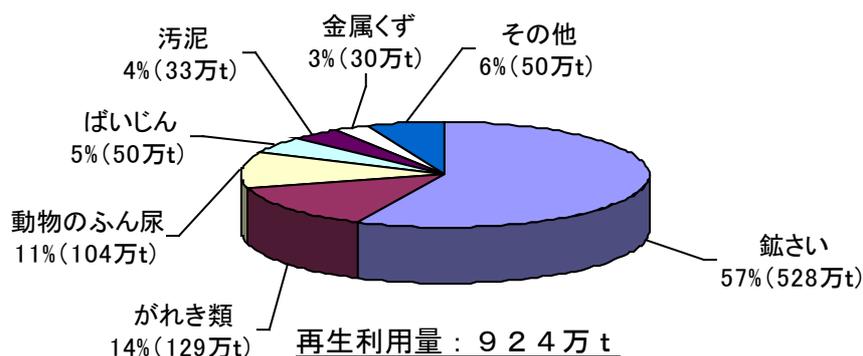
3 再生利用の状況

総再生利用量は924万トンであり、このうち排出後、直接再生利用された量(直接再生利用量)が601万トン、中間処理後再生利用された量(中間処理後再生利用量)が323万トンとなっています。

これを種類別に見ると、鉱さいが最も多く、以下、がれき類、動物のふん尿、ばいじんの順となっており、この4種類で全体の87パーセントを占めています。

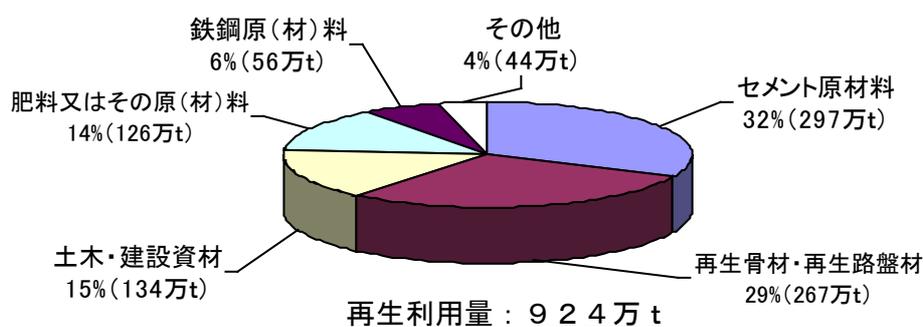
10 鉱さい：鉱石から金属を精錬する際などに、熔融した金属上に浮かび上がる副産物等をいう。具体的には、高炉、平炉、転炉、電気炉からの残さ(スラグ)、キューボラ溶鉱炉のノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂などがある。

図18 種類別再生利用量(平成17年度)



次に用途別に見ると、セメント原材料が最も多く、以下、再生骨材・再生路盤材¹¹、土木・建設資材、肥料又はその原(材)料の順となっており、この4種類で全体の90パーセントを占めています。

図19 用途別再生利用量(平成17年度)



4 最終処分の状況

最終処分量は60万トン(排出量の4%)となっており、その内訳を種類別に見ると、ばいじんが最も多く、以下、がれき類、汚泥、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの順となっており、この5種類で全体の83パーセントを占めています。

また、最終処分量の内訳を業種別に見ると、建設業が最も多く、以下、製造業、電気・ガス・水道業の順となっており、この3業種で全体の96パーセントを占めています。

11 再生骨材・再生路盤材：がれき類や鉾さいなどから再生される粗骨材(砂利)、細骨材(砂)、道路舗装用材のこと。

図20 種類別最終処分量(平成17年度)

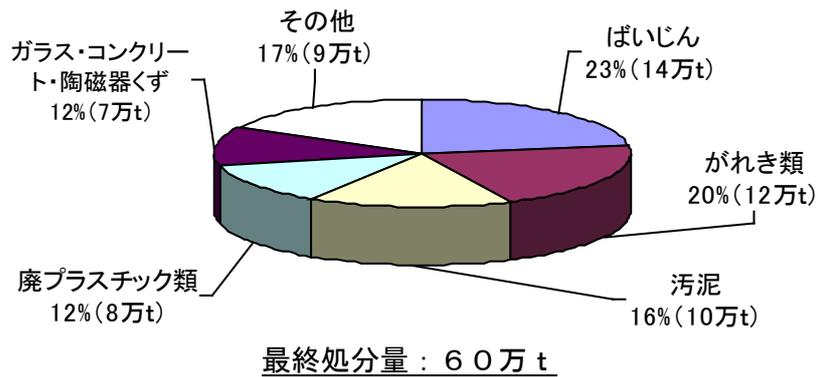
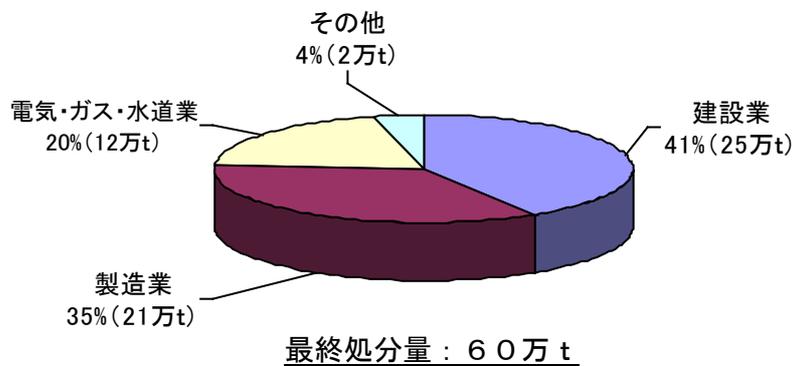


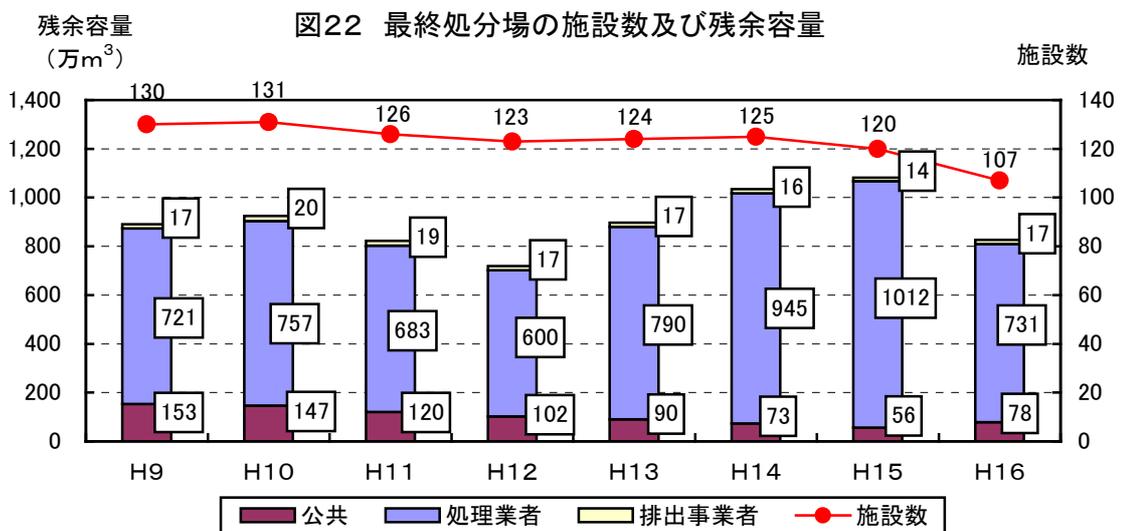
図21 業種別最終処分量(平成17年度)



5 最終処分場の施設数及び残余容量の推移

平成16年度末現在における県内最終処分場の残余容量の合計は826万 m^3 で、施設数は平成9年度以降、減少傾向にあります。

県内の最終処分場全体の残余年数は、8.4年と逼迫した状況となっています。



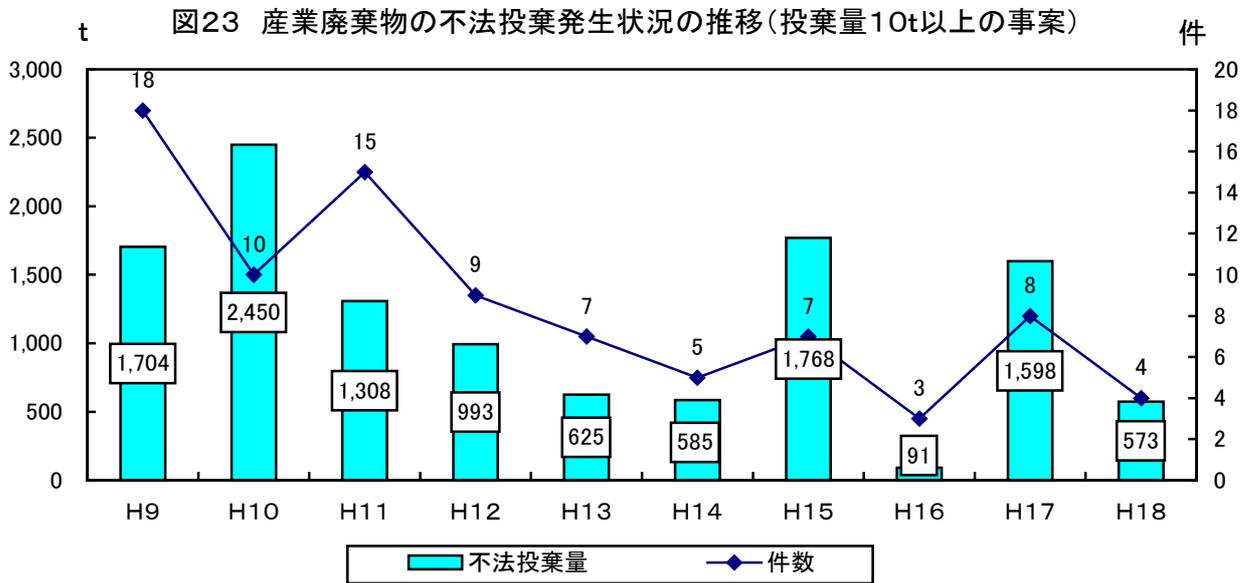
第4表 最終処分場の設置等状況（平成16年度末現在）

設置主体	施設数				残余容量（万m ³ ）				残余年数
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計	
安定型処分場	6	67	1	74	6	488	15	509	8.3
管理型処分場	9	22	2	33	11	243	63	317	8.4
計	15	89	3	107	17	731	78	826	8.4

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成16年度の埋立量の実績（管理型37万立方メートル、安定型61万立方メートル）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出水による公共用水域及び地下水の汚染を防止するため、しゃ水工、集水設備、浸出水処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鋸さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。

6 不法投棄の状況

投棄量10トン以上の産業廃棄物不法投棄発生件数は、平成12年度以降は10件未満で推移していますが、平成15年度及び平成17年度には投棄量の合計が1,000トンを超えるなど、年度によっては大規模な事案が発生しています。



7 産業廃棄物の広域移動の状況

○ 県外産業廃棄物の県内への搬入状況

平成16年度に県外から県内へ搬入・処分された産業廃棄物の量は60.9万トンであり、うち、埋立された量は30.8万トン（搬入量の51パーセント）となっています。

39都府県から搬入されており、主な搬出元は、山口県、岡山県、東京都、兵庫県、神奈川県及び埼玉県で、全体の56パーセントを占めています。

また、種類別では、廃プラスチック類、汚泥、鉱さい及び金属くずが全体の58パーセントを占めています。

○ 県内産業廃棄物の県外への搬出状況

平成16年度に県内から県外へ搬出・処分された産業廃棄物の量は73.1万トンとなっています。

34道府県へ搬出されており、主な搬出先は、大分県、山口県及び福岡県で、全体の約66パーセントを占めています。

また、種類別では、ばいじん、がれき類及び汚泥が全体の67パーセントを占めており、主として、ばいじんはセメント原材料、がれき類は再生骨材、汚泥はセメント原材料や土壌改良材として有効利用されています。

第5表 産業廃棄物の広域移動状況の推移

単位：万トン

年 度	県外からの搬入量	県外への搬出量
H 8	71.9（うち埋立67.3）	48.2（うち埋立1.9）
H 9	63.2（うち埋立59.2）	48.7（うち埋立1.9）
H 10	51.5（うち埋立38.4）	37.9（うち埋立5.8）
H 11	42.4（うち埋立30.5）	39.9（うち埋立2.5）
H 12	40.3（うち埋立25.6）	49.5（うち埋立2.0）
H 13	41.6（うち埋立22.2）	54.7（うち埋立1.4）
H 14	42.7（うち埋立23.6）	50.7（うち埋立1.3）
H 15	62.2（うち埋立28.0）	66.4（うち埋立2.8）
H 16	60.9（うち埋立30.8）	73.1（うち埋立3.4）

第3章 第1次計画の評価

第1節 減量化目標の達成状況

第1次計画の減量化目標は、平成18年度を目標年度、平成22年度を長期目標年度として、一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出量、再生利用量及び最終処分量に係る減量化目標を定めており、平成17年度の実績を基に達成状況の評価を行いました。

1 一般廃棄物（ごみ）

○ 排出量

平成17年度は106.6万トンと、平成12年度に比べやや減少しているものの、更なる削減対策が必要です。平成12年度から平成17年度にかけて排出量の減少量が少ない要因としては、生活系ごみの指定袋制度¹の導入や住民の意識啓発を通じて排出量が減少したが、野外焼却の禁止やダイオキシン規制の強化に伴う事業所の焼却炉の廃止などによる排出量の増加が影響したものと考えられます。

○ 再生利用量

平成17年度は21.4万トンと、計画目標20.0万トンを既に達成しています。これは、容器包装リサイクル法による取組の拡大やRDF（ごみ固形燃料）化事業の開始によるものです。しかし、長期目標の24.0万トンには至っていないことから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

○ 最終処分量

平成17年度は15.9万トンと、計画目標16.0万トンをほぼ達成しています。これは、中間処理による減量化及び再生利用量の増加によるものと考えられます。しかし、長期目標の13.0万トンには至っていないことから、引き続き、対策を講じていく必要があります。

第6表 第1次計画の減量化目標（一般廃棄物（ごみ））

単位：万トン

区 分	平成12年度 実 績		平成17年度 実 績				平成18年度 計画目標		平成22年度 長期目標	
		割 合	割 合	計 画 目 標 比	長 期 目 標 比		割 合		割 合	
排 出 量	113.5	—	106.6	—	+4.5%	+11.0%	102.0	—	96.0	—
再生利用量	13.6	12.0%	21.4	20.1%	+7.0%	▲10.8%	20.0	19.6%	24.0	25.0%
最終処分量	28.0	24.7%	15.9	14.9%	▲0.6%	+22.3%	16.0	15.7%	13.0	13.5%

1 指定袋制度：ごみの有料化や分別の徹底など、ごみの排出抑制を目的として市町が実施するごみ収集手法のひとつ。

2 産業廃棄物

○ 排出量

平成17年度は1,357万トンと、計画目標1,494万トン及び長期目標1,496万トンを既に達成しています。

今後の経済動向を踏まえ、本県が「ものづくり県」として発展することにより、廃棄物の増加が見込まれるため、引き続き、排出削減に取り組む必要があります。

○ 再生利用量

平成17年度は924万トンと、計画目標965万トンを下回っていますが、再生利用率でみると68.1%と、計画目標64.6%及び長期目標66.0%を既に上回っています。

平成12年度から平成17年度にかけて再生利用量が概ね横這いとなった要因としては、平成12年度に再生利用量の多かった鋳さいの排出量が、平成17年度は大幅に減少したことがあげられます。

○ 最終処分量

平成17年度は60万トンと、計画目標76万トンを達成していますが、長期目標48万トンに至っていません。

平成12年度から平成17年度にかけて最終処分量が半減した要因としては、産業廃棄物埋立税や各種リサイクル法の施行など各施策の相乗効果により、再生利用率が向上したものと考えられます。

今後、長期目標を達成するためには、さらに引き続き、再生利用率の向上を図るなど、最終処分量の削減対策に取り組む必要があります。

第7表 第1次計画の減量化目標（産業廃棄物）

単位：万トン

区 分	平成12年度 実 績		平成17年度 実 績				平成18年度 計画目標		平成22年度 長期目標	
		割 合		割 合	計 画 目 標 比	長 期 目 標 比		割 合		割 合
排 出 量	1,433	—	1,357	—	▲9.2%	▲9.3%	1,494	—	1,496	—
再生利用量	927	64.7%	924	68.1%	▲4.2%	▲6.5%	965	64.6%	988	66.0%
最終処分量	129	9.0%	60	4.4%	▲21.1%	+25.0%	76	5.1%	48	3.2%

第2節 施策の効果・実績

1 一般廃棄物（ごみ）に関する施策

（1）ごみの減量化

市町と連携して、ごみ分別排出の徹底や3R²等推進の啓発を実施するとともに、ごみ排出量の状況やごみ収集有料化の導入状況等について市町に情報提供を行うなど、ごみの減量化に向けた市町の取組を支援しました。

市町においては、ごみ分別の細分化や生活系ごみに係る指定袋制度の導入、事業系ごみの減量化施策などの取組が進められ、ごみの排出量は年々減少しています。

（2）ごみ処理の広域化

ダイオキシン対策の推進及び循環型社会の実現を目的とした、広島県一般廃棄物広域処理計画（平成10年7月）に基づいて、ごみ処理施設の集約化や、RDF（ごみ固形燃料）を利用した福山リサイクル発電の事業化が進むなど、広域的な施設整備が推進され、ダイオキシン対策などに一定の成果が得られました。

（3）ごみ処理施設の計画的整備

既存施設の耐用年数・老朽化の状況などを勘案しながら、市町のごみ処理施設整備を支援し、焼却施設の新設・更新や灰溶融施設の導入を促進しました。

また、廃棄物発電や新技術の導入を通じた未利用エネルギーの利用を推進するため、広島県地域新エネルギービジョン（平成17年3月）に基づいて、市町の状況に応じたごみのエネルギー利用が促進されるよう、エネルギー利用技術³のあり方について検討を行いました。

2 一般廃棄物（し尿等）に関する施策

（1）生活排水対策

広島県污水適正処理構想⁴（平成16年3月改定）に基づいて、公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の整備を推進することにより、污水处理人口普及率は年々上昇しています。

（2）浄化槽の適正管理

浄化槽法に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施について、パンフレットの配布等による啓発を実施しました。

また、浄化槽の適正管理や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、浄化槽設置状況調査の実施、浄化槽設置データ等の電算化などに取り組みました。

2 3R：リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse 再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）をいう。リフューズ（Refuse：過剰包装等の拒否）、リペアー（Repair：修理）を含めて5Rとすることもある。

3 エネルギー利用技術：エネルギー利用を伴う処理技術としては、①炭化、②焼却・灰固化又は灰溶融／ガス化・灰溶融、③熱分解、④RDF化、⑤メタン発酵などがあげられる。

4 広島県污水適正処理構想：し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、平成8年3月に策定した下水整備のプランのこと。

法定検査（浄化槽法第11条に基づく検査）の受検率については、年々上昇しているものの、平成17年度は19.4%と全国平均（20.2%）を下回っています。こうしたことから、平成18年度に法定検査の受検率の向上等を図るため、検査体制を複数化（2法人体制）することとし、新たに法定検査機関を指定しました。

第8表 浄化槽法定検査機関

名 称	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
公益法人の設立	昭和56年3月 4日	平成18年12月18日
検査機関の指定	昭和61年3月27日	平成19年 2月28日

3 産業廃棄物に関する施策

(1) 産業廃棄物埋立税の導入

経済的手法による産業廃棄物の埋立抑制や3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進を図るため、平成15年4月から産業廃棄物埋立税を導入し、その税収を活用して「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」などに取り組みました。

(2) 適正処理の徹底

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、不法投棄監視体制強化事業や産業廃棄物処理業者情報公開支援事業、地域廃棄物対策支援事業などを実施し、適正処理の徹底に努めました。

また、排出事業者や処理業者への立入検査を実施するとともに、マニフェスト制度の徹底及び電子マニフェスト⁵の普及を促進しました。

ダイオキシン類⁶の削減対策として、産業廃棄物焼却施設に係る構造基準・維持管理基準の遵守を徹底するとともに、恒久基準不適合施設については、施設の改善又は廃止などについて指導しました。

処理困難なアスベスト廃棄物⁷、PCB廃棄物⁸、感染性廃棄物⁹については、立入検査等により適正な処理を指導しました。アスベスト廃棄物対策については、環境モニタリングを実施し、適正な処理の指導を実施するとともに、県内処理体制を整備するため、民間事業者が実施する無害化処理技術の開発・実証試験の支援に取り組みました。

5 マニフェスト、電子マニフェスト：マニフェストとは、産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理を委託する際、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する産業廃棄物管理票のこと。インターネットを利用した産業廃棄物管理票を電子マニフェストといい、廃棄物の排出・処理状況を迅速かつ的確に把握することができる。

6 ダイオキシン類：一般に、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナポリ塩化ビフェニル（コプラナPCB）のようにダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。物の燃焼に伴い発生するが、概ね800℃以上の高温で安定的に燃焼することにより発生を抑制することができることとされている。

7 アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で石綿（「せきめん」又は「いしわた」）と呼ばれている。石綿自体が直ちに問題なのではなく、人が吸い込むことにより肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性がある。

8 PCB（Polychlorinated Biphenyl）：環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすく慢性毒性をもつ化学物質。油状の物質で電気機器の絶縁油などに使われた。

9 感染性廃棄物：感染性病原体を含むか、そのおそれのある廃棄物のこと。医療機関や研究機関から排出されることが多く廃棄物処理法上では、特別管理廃棄物とされている。また、在宅医療が普及し、家庭で注射や点滴など医療機関と同様の措置が行われる事例が多くなっているため、家庭や地域から排出される感染性廃棄物の処理が問題となっている。

また、PCB廃棄物対策については、事業者に適正な保管を指導するとともに、保管されている、PCB廃棄物の適正処理を促進するため、平成13年度から独立行政法人環境再生保全機構のPCB廃棄物処理基金¹⁰に毎年度4千5百万円を拠出しています。

(3) 産業廃棄物処理施設の確保

産業廃棄物最終処分場を確保するため、広島地域（出島地区）及び福山地域（箕沖地区）において、公共関与による新たな最終処分場の計画的な整備に取り組んできました。

4 不法投棄防止対策

不法投棄の早期発見・早期解決を図る観点から、「不法投棄110番・ファックス」を設置して、県民から不法投棄に関する情報を幅広く収集してきました。

平成15年度に、県環境部に警察官等（2名）で組織する不法投棄対策班を設置（平成17年度2班体制）し、不法投棄監視体制の構築・強化を図りました。また、各地域事務所毎に関係機関、団体が参画した地区不法投棄等防止連絡協議会を設置し、不法投棄監視体制の強化を図りました。

さらに、警察本部・海上保安本部等と連携し、陸域・海上・上空からの定期的なパトロールを実施し、未然防止や重大事案の解決に向けた取組を実施しました。

5 循環型社会の実現に関する施策

(1) リサイクル産業等の育成

びんごエコタウン構想¹¹に基づいて、15のリサイクル施設が立地しました。

また、リサイクル関連企業の集積や企業間連携の強化、リサイクル産業の育成等を図るため、モデル地区（福山市箕沖地区）における企業用地の整備に取り組んでいます。

(2) リサイクルの推進

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、リサイクル関連研究開発費助成事業やリサイクル施設整備費助成事業などを実施し、事業化1件、事業化見込み5件の研究開発実績が得られるとともに、年間10万トンの廃棄物のリサイクルが可能となる施設整備等が行われました。

10 PCB廃棄物処理基金：国、都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成される基金で、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）のPCB廃棄物処理事業及び環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用の軽減及びPCB廃棄物処理の研究・研修等の促進を目的として助成を行っている。

11 びんごエコタウン構想：平成12年3月に備後地域22市町村を対象地域として、モデル的に循環型社会システムを形成するためのマスタープランとして策定された。同年12月に当時の通商産業省と厚生省から中国地域では初めてエコタウンプランとして承認された。

(3) 環境意識の向上及び自主的行動の推進

広島県環境学習推進実施計画に基づいて、環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー¹²等の人材養成（平成18年度末現在：環境学習指導者345名）を行うとともに、環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の普及啓発を図りました。

ひろしま地球環境フォーラム¹³等の環境保全団体と連携し、事業者、地域、家庭における3R推進運動等の自主的な取組や、企業等による環境マネジメントシステム¹⁴導入促進事業（平成18年度末現在：ISO14001¹⁵導入企業405社）を実施しました。

-
- 12 環境保全アドバイザー：地域で行われる環境学習や環境保全活動について、助言・指導を行う人材。県が実施または認定する養成講座を修了した者や地球温暖化防止活動推進員のうち、登録を希望する者をアドバイザーとして登録し、地域での活用を促している。（※県の独自制度で平成6年度から実施）
- 13 ひろしま地球環境フォーラム：地球環境保全型社会を目指し、県民・事業者・団体・行政が相互に連携・協働しながら、環境にやさしい地域づくりを進める環境保全推進組織。
- 14 環境マネジメントシステム：事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。
- 15 ISO14001：国際標準化機構（International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格のこと。「国際標準化機構」とは、スイスに本部を置く国際的な非政府間機構で、全世界の標準となる工業規格や、品質管理規格（ISO9000シリーズ）などを発行している。

第3節 産業廃棄物埋立税の導入効果

1 産業廃棄物埋立税の概要

産業廃棄物の排出抑制等を図るため、平成15年4月から産業廃棄物埋立税制度を導入しました。

第9表 産業廃棄物埋立税制度の概要

区分	内容
目的	経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を目的とする。
納税義務者	県内の産業廃棄物の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者（中間処理業者を含む）
課税対象	県内の最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。
税率	1,000円/トン
徴収方法	県内最終処分業者による特別徴収方式
税収使途	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てる。
課税期間	5年間（平成15年4月1日～平成20年3月31日）
課税免除	自社処分（自ら排出する産業廃棄物を自ら有する最終処分場へ搬入するもの）
概要図	<pre> graph TD A["(納税義務者) 排出事業者"] -- "課税対象" --> B["(納税義務者) 中間処理業者"] B -- "課税対象" --> C["(特別徴収義務者) 最終処分業者"] </pre>

(注) 1 経済的インセンティブ：税負担の経済的手法により、廃棄物の排出抑制を図ること。
 2 特別徴収方式：最終処分業者を特別徴収義務者と定め、その特別徴収義務者が排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、県に申告納入する方式。

2 税収を活用した積極的な事業展開

産業廃棄物埋立税の税収を活用して、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を進めるための施策を行いました。

○ リサイクルの推進

リサイクル関連研究開発費助成事業やリサイクル施設整備費助成事業などを実施し、事業化1件、事業化見込み5件の研究開発実績や、年間10万トン規模のリサイクル施設整備が行われるなど、着実な効果・実績があがっています。

○ 廃棄物対策の推進

不法投棄監視体制強化事業や産業廃棄物処理業者情報公開支援事業などを実施し、産業廃棄物処理施設へのライブカメラ等の設置により、運転管理状況の公開等を行っています。

○ 自主的環境活動の支援

事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業や各種環境学習事業を実施するなど、事業者や県民の自主的取組を促すための廃棄物に関する意識啓発や実践活動を行っています。

第10表 産業廃棄物埋立税活用事業一覧

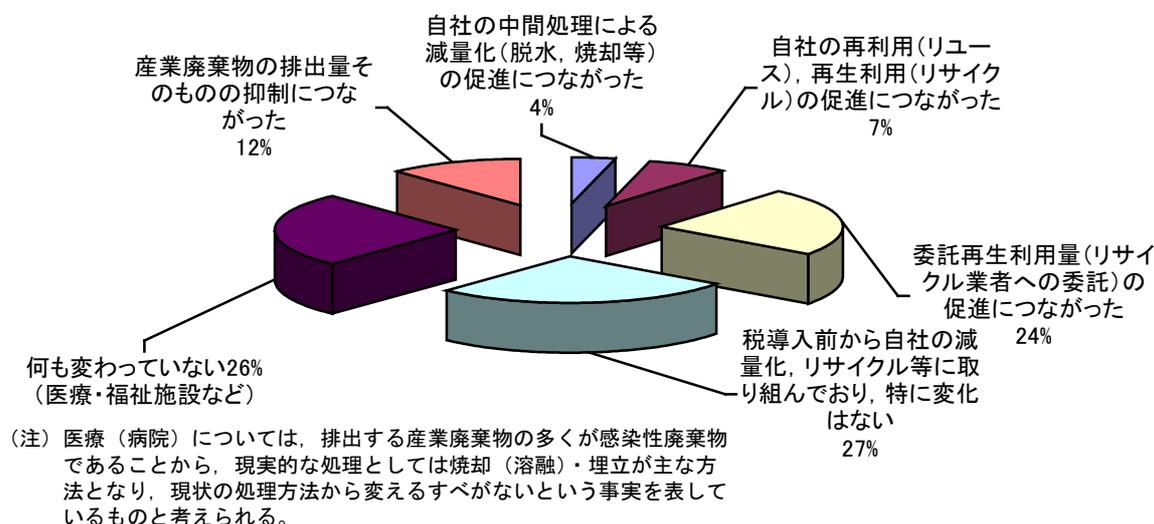
区分	事業名 (H15~18年度)	主な効果・実績 (H15~17年度)
リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル関連研究開発費助成事業 リサイクル施設整備費助成事業 循環型社会形成推進機能強化事業 (H17~) 資源循環広域システム構築事業 リサイクル製品使用促進事業 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル研究開発事業化件数1件 (廃プラ連続油化装置の製品化) その他事業化の見込み5件 リサイクル施設整備12社に助成 (整備済の処理能力10万t/年) 県工事における登録リサイクル製品の使用量平成16・17年度 計271,870t
廃棄物対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄監視体制強化事業 産業廃棄物処理業者情報公開支援事業 電子マニフェスト推進事業 (H18) アスベスト溶融技術実証事業 (H18) 地域廃棄物対策支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> 警察官等からなる不法投棄対策班の設置 産業廃棄物処理施設へのライブカメラ等の設置による運転管理状況の公開 市町への不法投棄対策経費の助成
自主的環境活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への環境マネジメントシステム導入促進事業 環の応援団支援事業 (H15~16) 環の応援団サポーター養成支援事業 (H16~17) 環境学習推進事業 [モデル校事業] (H16~17) こどもエコクラブ支援事業 (H17) 循環型社会形成推進事業 (H17) 環境学習指導者養成支援事業 (H17~18) 環の応援団サポーター養成・実践研修事業 (H18) 大学間ネットワーク活用事業 (H18) 	<ul style="list-style-type: none"> ひろしま地球環境フォーラムと連携した事業者向けセミナーの開催 テレビ局と連携した廃棄物抑制啓発広報の実施 (6月:環境月間, 10月:3R推進月間) 廃棄物抑制等に係るモデル的取組への支援 学校教員や環境保全アドバイザー等指導者を対象にした研修会の実施 環境学習モデル校への支援 こどもエコクラブ交流会の実施 循環型社会形成推進大会の開催 県内大学生等の自主的環境活動への支援

3 排出事業者の評価

平成18年度の産業廃棄物実態調査に併せて県内企業の意識調査を行った結果、一部の企業に負担感があるものの、産業廃棄物の排出抑制や埋立処分量の削減、リサイクルの促進につながったとの回答が得られました。

「産業廃棄物埋立税導入後、貴事業所では産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等が促進されましたか。」に対する回答状況

図24 県内企業の意識調査結果



4 計画目標の早期達成

平成17年度の産業廃棄物の排出量，最終処分量が，第1次計画の計画目標である排出量1,494万トン，最終処分量76万トンを下回っていることなどから，産業廃棄物埋立税制度は，各種リサイクル法の施行などの各種施策と相まって，産業廃棄物の抑制に一定の効果があつたと考えられます。

第11表 計画目標の達成状況（産業廃棄物）

単位：万トン

区 分	平成12年度 実 績		平成18年度 計画目標		平成17年度 実 績		備 考
		割 合		割 合		割 合	
排 出 量	1,433	—	1,494	—	1,357	—	達 成
最終処分量	129	9.0%	76	5.1%	60	4.4%	達 成

第4章 廃棄物処理の課題

廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理の徹底などこれまでの取組を一層強化するとともに、アスベスト廃棄物対策や在宅医療廃棄物¹対策、災害廃棄物対策²など、新たな課題への適切な対応が求められています。

第1節 一般廃棄物

1 発生抑制及び減量化

- 一般廃棄物のさらなる減量化のためには、行政だけでなく、住民、地域、事業者が一体となって、3R（①リデュース：発生抑制，②リユース：再使用，③リサイクル：再生利用）に関する取組を推進する必要があります。
- 市町の地域条件に応じた適切な一般廃棄物処理システム（分別収集・リサイクル・エネルギー回収・最終処分等）の見直しや処理コストの低減につながる取組が円滑に行えるよう市町の取組を支援する必要があります。

2 適正処理対策の推進

- ごみ焼却施設の運転，点検などの施設内作業や解体作業におけるばいじん及び焼却灰等除去作業でのダイオキシン類ばく露防止対策³を徹底する必要があります。
- 在宅医療廃棄物など家庭から発生する処理困難な廃棄物の適正処理について検討する必要があります。
- 一般廃棄物処理施設等で事故が発生した場合，周辺環境に多大な影響を与えるおそれがあることから，事故発生時の対応方法等を定めておく必要があります。
- 海ごみ⁴による環境・景観の悪化，漁業被害等の問題が発生しており，海ごみの発生抑制，処理体制について検討が求められています。

3 処理施設の確保

- 市町による焼却施設などのごみ処理施設を計画的に整備する必要があります。
- ごみのリサイクル及びエネルギーの回収・利用を考慮した施設整備の推進を図る必要があります。
- 市町の効率的な処理体制や処理施設の整備を進めていく必要があります。

1 在宅医療廃棄物：在宅医療に伴い家庭から排出される医療廃棄物のこと。

2 災害廃棄物：地震や洪水などで建築物が倒壊したり，焼失するなどして発生したがれき類，木くず，コンクリートなどのこと。

3 ダイオキシン類ばく露防止対策：廃棄物焼却施設における焼却炉等の運転，点検等作業及び解体作業に従事する労働者のダイオキシン類へのばく露を未然に防止することが重要であることから，厚生労働省では，平成13年4月に労働安全衛生規則の一部を改正し，廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類へのばく露防止措置を規定した。

4 海ごみ：海底ごみ（海底に沈んでいるもの），漂流ごみ（海中を浮遊しているもの），漂着ごみ（海岸に打ち上げられたもの）の総称。

4 生活排水対策（し尿等）の推進

- 広島県汚水適正処理構想に基づいて、引き続き、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水、浄化槽の整備を計画的に推進する必要があります。
- 浄化槽の維持管理は、設置者である住民の責任において実施されるものであるため、住民に適正な維持管理やその状況を確認する法定検査の受検促進を啓発するとともに、立入検査等により維持管理の状況を確認する必要があります。

5 災害廃棄物対策の推進

- 台風や地震など災害時において、住民の生活環境を早急に復旧させるため、多量に発生する災害廃棄物の処理が問題となっています。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、単独の市町の処理能力等では迅速な対応ができない場合も想定されるため、周辺市町と相互に協力して処理する体制が求められています。

第2節 産業廃棄物

1 発生抑制及び減量化

- 経済的手法による産業廃棄物の埋立抑制や3R（発生抑制、再使用、再生利用）を推進するため、産業廃棄物埋立税制度を活用する必要があります。
- 3Rの推進に当たっては、①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の優先順位に沿った取組を行うとともに、これらの取組を進めるために必要な排出場所又は排出時点での分別の徹底を図る必要があります。

2 適正処理対策の推進

- 排出事業者に対しては、「排出事業者責任⁵」を徹底するための啓発、指導に加え、自らが排出した廃棄物の処理状況を管理・把握できる、電子マニフェストの普及促進、導入に向けた支援などが必要です。
- 処理業者に対しては、監視指導の更なる強化に加え、優良業者の育成などに取り組む必要があります。
- アスベスト廃棄物の適正処理体制を確保するとともに、PCB廃棄物の処理を円滑に推進する必要があります。
- 産業界等が行う広域的な処理体制の構築や環境改善活動などの自主的な取組を促進し、支援していく必要があります。
- 産業廃棄物の広域移動については、これらが不適正な処理につながらないよう監視・指導の徹底に努めるとともに、適正に管理する必要があります。

5 排出事業者責任：廃棄物などを排出する者が、その適正なリサイクルや処理に関する責任を負うべきであるとする考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つ。

3 処理施設の確保

- 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導を行うとともに、特に、最終処分場にあつては、生活環境保全上の支障が生じないように、埋立終了後の適正な維持管理に必要な費用の積み立て、廃止後の跡地の形質変更に係る適正な施工など、安全対策に係る指導を徹底する必要があります。
- 民間処分場の設置が困難となっているため、これを補完する公共関与処分場の整備を推進する必要があります。

第3節 不法投棄防止対策

不法投棄事案は依然として発生しており、特に、土地造成を偽装して地中に埋め立てるなど、悪質化、巧妙化していることから、引き続き、不法投棄対策班等の活動を通じて、未然防止、早期発見、早期解決の観点から対策を進めていく必要があります。

第4節 循環型社会の実現

1 リサイクルの推進

- 事業活動に伴って排出される廃棄物のリサイクルを推進するため、事業者のリサイクルに係る取組を支援し、自主的な取組を促進する必要があります。
- リサイクル技術の研究開発やリサイクル施設の整備を推進するとともに、付加価値の高いリサイクル製品の生産やリサイクルシステムの構築を支援し、地域におけるリサイクル産業を振興する必要があります。
- リサイクル製品の利用が停滞していることから、リサイクル製品の販路や利用用途の拡大を図る必要があります。
- 廃プラスチック類の燃料化などサーマル利用や廃棄物系バイオマス⁶の利活用の推進を図る必要があります。
- 最終処分率が高い又は再生利用率が低い産業廃棄物（建設汚泥、廃プラスチック類等）について、リサイクルの取組を進める必要があります。
- 容器包装リサイクル法や食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）など、各種リサイクル法に基づくリサイクルが円滑に実施されるよう、普及啓発や関係者の調整に努める必要があります。
- 家畜排せつ物について、良質堆肥の生産と堆肥の利用促進を更に推進する必要があります。
- 下水道普及率等の向上により増加傾向にある下水道汚泥や上水道汚泥について、リサイクルを進める必要があります。

6 廃棄物系バイオマス：バイオマス（biomass）は、バイオ（bio＝生物、生物資源）とマス（mass＝量）からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとは、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材等をいう。

2 エコタウン構想の推進

- びんごエコタウン構想の具体化に向け、資源循環型産業の拠点となる「びんごエコ団地」の整備を進めるとともに、立地の促進を図る必要があります。

3 環境意識の向上及び自主的行動の推進

- 廃棄物処理における諸課題を認識し解決するため、県民や事業者が3Rに対する理解を深め、自主的な環境保全活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習・環境教育を積極的に進める必要があります。
- その手法として、環境情報の適切な提供や県民、事業者、団体、行政等が連携した地域の取組を拡げていく必要があります。

4 市町による環境基本計画等の策定の促進

- 循環型社会の実現に向けた取組を促進するためには、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく取組を計画的に進めていく必要があります。

5 県の率先した取組

- 県民、事業者、団体、行政など幅広い主体による3Rの取組を促進するため、県自ら率先して、事務事業における廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進などに取り組んで行く必要があります。

第5章 減量化目標の設定

第1節 一般廃棄物（ごみ）

1 将来推計

平成22年度における一般廃棄物（ごみ）の排出量、再生利用量及び最終処分量について、平成12年度から平成17年度までの廃棄物処理実績や将来の人口予測などを基に市町毎に推計し、県全体の排出量等を算定しました。

その結果、平成22年度の排出量、再生利用量及び最終処分量の将来推計値は、いずれも第1次計画の長期目標（平成22年度）を達成しない結果となりました。

第12表 一般廃棄物（ごみ）の将来推計

単位：万トン

区 分	現 状 【平成17年度実績】		将来推計 【平成22年度推計】		第1次計画の長期目標 【平成22年度】	
		割 合		割 合		割 合
排 出 量	106.6	—	102.1	—	96	—
再生利用量	21.4	20.1%	20.7	20.3%	24	25.0%
最終処分量	15.9	14.9%	15.1	14.8%	13	13.5%

2 減量化目標

第1次計画の長期目標（平成22年度）を踏襲し、計画目標（平成22年度）として設定します。

排 出 量

平成17年度に対して約10%削減します。

再生利用量

平成17年度に対して約12%増加します。

最終処分量

平成17年度に対して約18%削減します。

排出量の削減は、1人1日
58g減らすことで達成
できます。
・卵1個が58g相当

第13表 一般廃棄物（ごみ）に係る減量化目標 単位：万トン

区 分	現 状 【平成17年度実績】		計画目標 【平成22年度】	
		割 合		割 合
排 出 量	106.6	—	96	—
再生利用量	21.4	20.1%	24	25.0%
最終処分量	15.9	14.9%	13	13.5%

3 減量化目標の設定の考え方

計画目標（平成22年度）は、将来推計（平成22年度）に対して、排出量で6万トン削減、再生利用量で3万トン増加及び最終処分量で2万トンの削減を見込んでいます。

第14表 排出量6万トンの削減見込み

目標設定の考え方	対 策	削減見込み量
ごみ処理の有料化や食品リサイクル法の取組を推進し、排出抑制・減量化を推進します。	生活系ごみの指定袋化，事業系ごみの有料化	3.1万トン
	容器包装廃棄物の排出抑制	0.2万トン
	食品リサイクル法の改正に伴う事業系食品残渣の排出抑制	2.3万トン
	その他の排出抑制施策	0.5万トン (5g程度/1人1日→紙1枚に相当)
	計	6.1万トン

第15表 再生利用量3万トンの増加見込み

目標設定の考え方	対 策	増加見込み量
古紙類や容器包装などの分別収集を徹底し、再生利用を推進します。	古紙類の再生利用の推進	1.0万トン
	容器包装リサイクル法に基づく分別収集の推進	1.0万トン
	溶融スラグの利用促進	1.0万トン
	計	3.0万トン

第16表 最終処分量2万トンの削減見込み

目標設定の考え方	対 策	削減見込み量
容器包装などの分別収集や溶融スラグの利用促進により、埋立量を抑制します。	容器包装リサイクル法に基づく分別収集推進の効果	0.2万トン
	溶融スラグ利用促進の効果	1.0万トン
	排出抑制等の効果	1.0万トン
	計	2.2万トン

第2節 産業廃棄物

1 将来推計

平成22年度における産業廃棄物の排出量について、業種毎に活動量指標（建設業：元請完成工事高，製造業：製造品等出荷額など）の過去の動向を基に推計し，県全体の排出量を算定しました。また，再生利用量及び最終処分量については，業種毎に平成17年度の再生利用率及び最終処分率を基に算定しました。

その結果，平成22年度の排出量及び再生利用量の将来推計値が，第1次計画の長期目標（平成22年度）を達成する結果となりました。

第17表 産業廃棄物の将来推計

単位：万トン

区 分	現 状 【平成17年度実績】		将来推計 【平成22年度推計】		第1次計画の長期目標 【平成22年度】	
		割 合		割 合		割 合
排 出 量	1,357	—	1,453	—	1,496	—
再生利用量	924	68.1%	991	68.2%	988	66.0%
最終処分量	60	4.4%	62	4.3%	48	3.2%

2 減量化目標

排出量及び再生利用量については，将来推計結果が第1次計画の長期目標（平成22年度）を達成していることから，より厳しい計画目標を設定します。最終処分量については，第1次計画の長期目標（平成22年度）の最終処分量の割合を基に計画目標を設定します。

排 出 量

平成17年度に対して増加量を約7%に抑制します。

（平成22年度の排出量の将来推計値の範囲内に設定します。）

再生利用量

平成17年度に対して約8%増加します。

（平成22年度再生利用量の将来推計値に，最終処分の削減により増加する再生利用量を加えた値に，再生利用を増加します。）

最終処分量

平成17年度に対して約22%削減します。

（長期目標の最終処分率を維持するよう，最終処分量を削減します。）

産業廃棄物埋立税の活用により，減量化目標の達成を加速します。

第18表 産業廃棄物に係る減量化目標

単位：万トン

区分	現 状 【平成17年度実績】		計画目標 【平成22年度】	
		割合		割合
排出量	1,357	—	1,453	—
再生利用量	924	68.1%	1,001	68.9%
最終処分量	60	4.4%	47	3.2%

3 減量化目標の設定の考え方

排出量については、景気変動等の社会経済状況の変化による影響が大きいため、将来推計を上回らないこととしました。

最終処分量については、長期目標の割合（3.2%）を維持するよう、47万トンを計画目標として設定しました。また、この目標を設定するためには、将来推計（平成22年度）に対して、最終処分量で15万トンの削減が必要となることから、次表のとおり建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）など関係法令の目標や再生利用率が低い廃棄物を全国平均レベルに引き上げることなどを勘案して、最終処分量の削減を見込みました。

再生利用量については、将来推計（平成22年度）に対して15万トンの最終処分量の削減により増加する10万トンの再生利用の増加分を加えたものとしました。

第19表 再生利用量10万トンの増加見込み

目標設定の考え方	産業廃棄物の種類	増加見込み量
関係法令の目標や全国の平均的な処理レベル等を踏まえ、削減を目指す最終処分量15万トンのうち10万トンを再生利用に転換します。	燃え殻	1.8万トン
	建設汚泥	2.2万トン
	廃石膏ボード	0.3万トン
	ばいじん	5.7万トン
	計	10.0万トン

第20表 最終処分量15万トンの削減見込み

目標設定の考え方	産業廃棄物の種類	削減見込み量
関係法令の目標や全国の平均的な処理レベル等を踏まえ、最終処分量15万トンを削減します。	燃え殻	1.8万トン
	建設汚泥	2.2万トン
	廃プラスチック類	1.4万トン
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）	0.3万トン
	建設混合廃棄物	3.6万トン
	ばいじん	5.7万トン
	計	15.0万トン

第6章 施策の展開

1 施策展開の視点

廃棄物問題は、日常の生活や通常の事業活動に起因する廃棄物による環境負荷の拡大などにより生じるものであり、その解決を図っていくためには、私たちのライフスタイルや社会経済活動を環境への負荷の少ないものとしていくことが必要です。

このため、環境への負荷が少なく、資源を有効に利用する循環型社会の実現を目指して、生産・流通・消費・廃棄の各段階において、県民・事業者・行政などすべての主体が適切な役割分担のもと、次の視点から施策を推進します。

視点1 地球温暖化防止につながる更なる3Rの推進

循環型社会の実現に向けた県民の意識と行動の変革，事業者の自主的取組の拡大，
ごみ発電やバイオマス燃料等の廃棄物エネルギーの利用拡大 など

視点2 適正処理の徹底

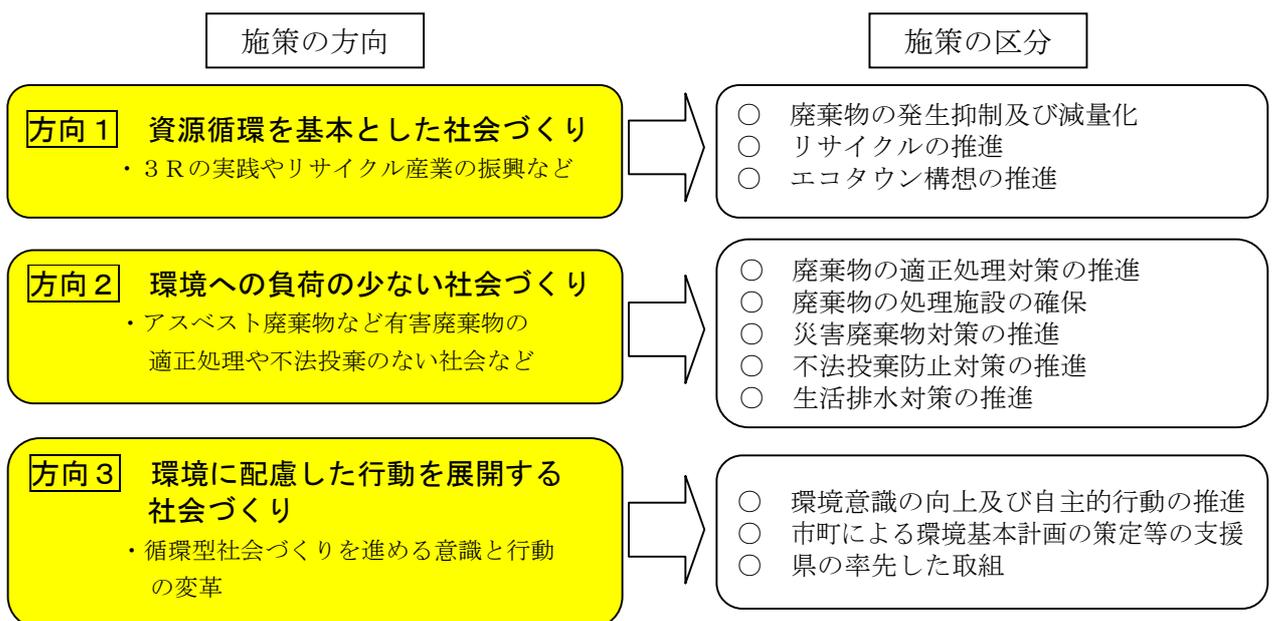
電子マニフェストの普及促進，不法投棄防止対策の強化，公共関与処分場の整備
の推進 など

視点3 新たな課題への対応

アスベスト廃棄物対策，在宅医療廃棄物対策，災害廃棄物対策 など

2 施策の方向

廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rと熱回収（サーマルリサイクル）を通じた循環型社会の実現を図るため、次の方向で施策を展開します。



3 施策の体系

施策の方向		施策の区分	一般廃棄物・産業廃棄物・循環型社会の実現に関する施策
資源循環を基本とした社会づくり	廃棄物の発生抑制及び減量化	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活系ごみの減量化等の推進 ○ 事業系ごみの減量化等の推進 ○ 分別排出の徹底 ○ 容器包装リサイクルの推進 ○ ごみ収集の有料化の導入 ○ 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進〔新規〕
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物埋立税制度の活用〔拡充強化〕 ○ 多量排出事業者における減量化計画の策定指導
		循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物・産業廃棄物の発生抑制及び減量化施策（再掲）
	リサイクルの推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクル産業への支援 ○ 公共事業系廃棄物の資源化、再生利用の推進 ○ 熱回収（サーマルリサイクル）の推進〔拡充強化〕 ○ 各種リサイクル法の推進 ○ 農業系廃棄物・上下水道汚泥のリサイクルの推進〔新規〕
	エコタウン構想の推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ びんごエコタウンモデル地区の整備推進〔拡充強化〕 ○ 福山リサイクル発電事業の推進
	廃棄物の適正処理対策の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適正処理の推進 ○ 処理施設データの情報公開 ○ 事故防止対策の推進〔新規〕 ○ 海ごみ対策の推進〔新規〕
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出事業者責任の徹底 ○ 監視指導の強化 ○ 有害産業廃棄物の適正処理の推進〔一部新規〕 ○ 優良な産業廃棄物処理業者の育成 ○ マニフェスト制度による適正処理の推進〔拡充強化〕 ○ 産業廃棄物の広域移動への対応
	廃棄物の処理施設の確保	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町処理施設の計画的整備の推進 ○ リサイクル・I祇-回収に配慮した施設整備の推進〔拡充強化〕 ○ 他の市町と連携した処理の推進
		産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導 ○ 地域住民との合意形成の推進 ○ 処理施設の整備に対する支援 ○ 最終処分場跡地の安全対策の推進〔新規〕 ○ 公共関与による処理事業の推進
	生活排水対策の推進	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道等の整備の推進 ○ 浄化槽の整備の推進 ○ 浄化槽の適正な管理の推進〔拡充強化〕
災害廃棄物対策の推進〔新規〕	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町の処理体制の整備〔新規〕 ○ 広域的な相互協力体制の整備〔新規〕 	
不法投棄防止対策の推進	一般廃棄物 産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不法投棄監視体制の強化 ○ 不法投棄情報の収集 ○ 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化 ○ 市町の不法投棄防止対策に対する支援〔拡充強化〕 	
環境意識の向上及び自主的行動の推進	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境学習・環境教育の推進 ○ 環境情報の提供 ○ 各主体の取組支援・連携強化 	
市町による環境基本計画等の策定の促進〔新規〕	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町による環境基本計画等の策定の促進〔新規〕 	
県の率先した取組	循環型社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共事業等における廃棄物の排出抑制・リサイクル等の推進 ○ グリーン調達等の推進 	
循環型社会の実現	環境への負荷の少ない社会づくり	環境に配慮した行動を展開する社会づくり	

第1節 一般廃棄物に関する施策

1 発生抑制及び減量化

(1) 生活系ごみの減量化等の推進

生活系ごみの減量化に当たっては、住民及び事業者がこれまでの生活様式や事業活動を見直し、「もったいない¹」の意識をもって、ごみの排出を減らす取組を実践することが重要です。

このため、住民に対し、買い物袋やふろしきの持参、レジ袋の使用抑制など住民や事業者による3Rの実践に向けて、市町と連携した普及啓発を行います。

また、デポジット制度²、ごみの排出抑制につながる制度などの導入や、BDF（廃食用油を原料にした軽油代替燃料）事業、食品残渣の排出抑制・有効利用が促進されるよう、国の動向を踏まえ、市町、事業者に対し技術的支援を行います。

第21表 ごみ発生抑制に係る取組事例

区分	取組事例
事業者	レジ袋の使用抑制・有料化、過剰包装の抑制、梱包の簡素化、店頭回収の推進、デポジット制度の導入等
住民	買い物袋やふろしきの持参、過剰包装を断る、集団回収の実施、ものを大切に使う・修理して使う、リターナブル容器等の商品を選ぶ、生ごみ処理器等の利用、不用品交換・他用途への活用、エコクッキング、水切りの徹底、リサイクルシステムのある商品を選ぶ等
行政	マイバッグ運動（買い物袋やふろしきの持参）の推進、集団回収の推進、デポジット制度の推進、環境教育・環境学習の推進、資源回収推進団体の育成と支援、生ごみ堆肥化等機材購入補助等

(注) 1 リターナブル容器：洗浄するだけで再利用できる容器のこと。

2 エコクッキング：食物やエネルギーを無駄にせず、水を汚さないよう工夫したり、ごみを減らしたりして、環境に配慮しながら料理をつくること。

(2) 事業系ごみの減量化等の推進

一般廃棄物の排出量の約4割を占める事業系ごみの発生抑制・減量化を進める上で、事業者が自ら事業系ごみの処理責任を自覚し、発生抑制、再使用、再生利用を積極的に推進することが重要です。

このため、市町が行う事業者への減量化指導や多量に排出する事業者への減量化計画の策定などに加えて、業種に応じた3Rの方策について、業界団体等と連携した取組の強化を図ります。

特に、食品廃棄物については、食品リサイクル法の改正を踏まえ、市町、事業者及び関係機関と連携して、食品廃棄物の更なる再生利用・減量化による排出抑制を促進します。また、食品リサイクル法の対象外である学校給食や福祉・厚生施設由来の食品廃棄物について、排出抑制及び再生利用が推進されるよう、市町、事業者に対し助言します。

1 もったいない：平成17年2月に、ケニアの環境副大臣でノーベル平和賞受賞者のワンガリ・マータイさんが来日した際にこの言葉を知り、世界に広め環境保全の標語にしようと呼びかけたことから注目された。「もったいない」に代表される、物を大事にする日本の心が世界に広まり、環境にやさしい社会づくりや、地球温暖化などの環境問題の解決につながることを期待されている。

2 デポジット制度：一定の金額を預かり金（デポジット）として販売価格に上乗せし、製品（容器）を返却すると預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。

(3) 分別排出の徹底

ごみを適切に分別して排出することは、リサイクルの推進及び埋立量の削減につながります。

このため、市町に対し、国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針³（平成19年6月環境省）」に基づいて、リサイクルが促進される分別方法の検討を働きかけるとともに、先進事例や新しい処理技術の情報提供などを行います。

また、住民が市町の分別方法を遵守し、ごみのリサイクルが円滑に行われるよう、市町と連携した普及啓発を行います。

(4) 容器包装リサイクルの推進

容器包装廃棄物のリサイクルを円滑に実施するためには、適切な分別を徹底するなど住民の理解と協力が不可欠であることから、住民に対する分別排出の必要性等に関する啓発や、市町に対する分別収集の先進事例や新しい処理技術の情報提供などに取り組みます。

また、小売業者によるレジ袋等の容器包装廃棄物の排出量の低減や、簡易包装などの取組を促進します。

さらに、容器包装リサイクル法に基づき「第5期広島県分別収集促進計画」を策定し、各市町の「分別収集計画」が着実に実施されるよう、市町の分別収集の取組について技術的支援を行います。

(5) ごみ収集の有料化の導入

ごみ収集の有料化は、ごみの減量化に一定の効果があるものとされています。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物処理有料化の手引き⁴（平成19年6月環境省）」に基づいて、ごみ収集及び処理の有料化に向けた取組について助言します。

(6) 市町の一般廃棄物処理コスト分析等の推進

市町の一般廃棄物処理に要するコストをより詳細に把握することは、ごみ処理における課題の抽出や、排出抑制及び効率的な処理等の施策に反映させることにつながります。

このため、市町に対し、国の「一般廃棄物会計基準⁵（平成19年6月環境省）」に基づいて、廃棄物処理コストの分析を行い必要な施策を推進するための取組について技術的支援を行います。

3 市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針：市町が廃棄物の減量その他その適正な処理を確保するための取組を円滑に実施できるよう、一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の方等を示したもの。

4 一般廃棄物処理有料化の手引き：市町が一般廃棄物処理の有料化の導入又は見直しを実施する際の手引きとして、有料化の仕組み作りや円滑な導入のための手法などを示したもの。

5 一般廃棄物会計基準：一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析方法について、コスト分析の対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法など標準的な分析方法を示したもの。

2 適正処理対策の推進

(1) 適正処理の推進

市町、一部事務組合及び民間の一般廃棄物処理施設への定期的な立入検査を実施し、一般廃棄物の適正処理の徹底について指導を行うとともに、特に、ごみ焼却施設や最終処分場におけるダイオキシン類対策の徹底を図ります。

なお、廃止したごみ焼却施設からのダイオキシン類の飛散防止等を図る観点から、廃焼却炉解体に対する循環型社会形成推進交付金⁶による支援制度の活用を図り、早期に解体撤去するよう、市町に対し技術的支援を行います。

ごみ焼却施設の解体撤去に当たっては、作業員の健康被害を防止するため、労働安全衛生を確保し、国の「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月厚生労働省）」に従って実施するよう、市町に対し技術的支援を行います。

また、在宅医療の進展により増加が予想される在宅医療廃棄物（家庭から排出される使用済注射針、点滴器具等）について、収集運搬時の針刺し事故等を防止し、適正処理を推進するため、国の「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理の推進について（平成10年7月厚生省）」に基づいて、市町への助言を行うとともに、適正処理の在り方について検討します。

さらに、処理困難な廃棄物（消火器、廃FRP船等）については、国による広域認定制度⁷等の的確な運用を図るなど、適正処理ルート確保に努めます。

一般廃棄物の不適正な処理を防止するため、引き続き、県民及び事業者等に対する野外焼却禁止等の規制内容の啓発に努めます。

(2) 処理施設データの情報公開

市町が測定したごみ焼却施設の排ガス、最終処分場の放流水のデータ等については、施設の稼働により生活環境の保全に利害関係を有する住民からの求めに応じて閲覧させることが、廃棄物処理法で義務付けられています。より円滑な施設運営を進めていくため、測定したデータを適切に公表するよう、市町に対し助言します。

(3) 事故防止対策の推進

廃棄物処理における事故の未然防止や、事故が発生した場合の被害の拡大防止を図るため、国の「廃棄物処理施設事故対応マニュアル作成指針（平成18年12月環境省）」に基づいて、市町におけるマニュアルの策定について技術的支援を行います。

6 循環型社会形成推進交付金：廃棄物処理施設整備費補助金の廃止に伴い、創設された国の交付金制度で、市町が（一部事務組合を含む）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年）に基づき実施される事業の費用について交付される。

7 広域認定制度：製品が廃棄物となったもので、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量、適正処理が確保されることを目的として、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度のこと。

(4) 海ごみ対策の推進

瀬戸内海においても内陸部を主発生源とする海ごみ（漂流ごみ、漂着ごみ及び海底ごみ）問題が顕在化しており、国等を中心に状況の把握及び対策の検討が行われています。このため、引き続き、国及び市町等と連携し、情報の収集・提供や、海ごみ対策のあり方等に関する検討を進めます。

また、大規模漂着ごみが発生した場合には、国の災害等廃棄物処理事業費補助制度等（ごみ量が海岸保全区域⁸で1,000m³以上、区域外で150m³以上が補助対象）を活用し、適正な処理を行うよう、市町に対し助言します。

3 処理施設の確保

(1) 市町処理施設の計画的整備の推進

廃棄物を適正に処理するためには、焼却施設や最終処分場などを継続的に確保する必要があり、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的に施設の整備を進める必要があります。

このため、将来のごみ、し尿の排出量や施設の耐用年数などを勘案して一般廃棄物処理基本計画を定期的に見直すなど、計画的な施設整備に向けた市町の取組について技術的支援を行います。

また、国は従来の「廃棄物処理施設整備費補助金」を見直し、循環型社会を実現するため、「循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金）」を平成17年度に創設しました。

これは、廃棄物を資源化するマテリアルリサイクル推進施設、発電やバイオディーゼル燃料等に転換するエネルギー回収推進施設等の整備を行うため、構想段階から国、県、市町が参画して計画を策定することとしており、実施に当たり、市町に対し技術的支援を行います。

(2) リサイクル・エネルギー回収に配慮した施設整備の推進

廃棄物から資源やエネルギーを回収して再利用することは、地球温暖化対策の推進を図る上で重要な方策です。

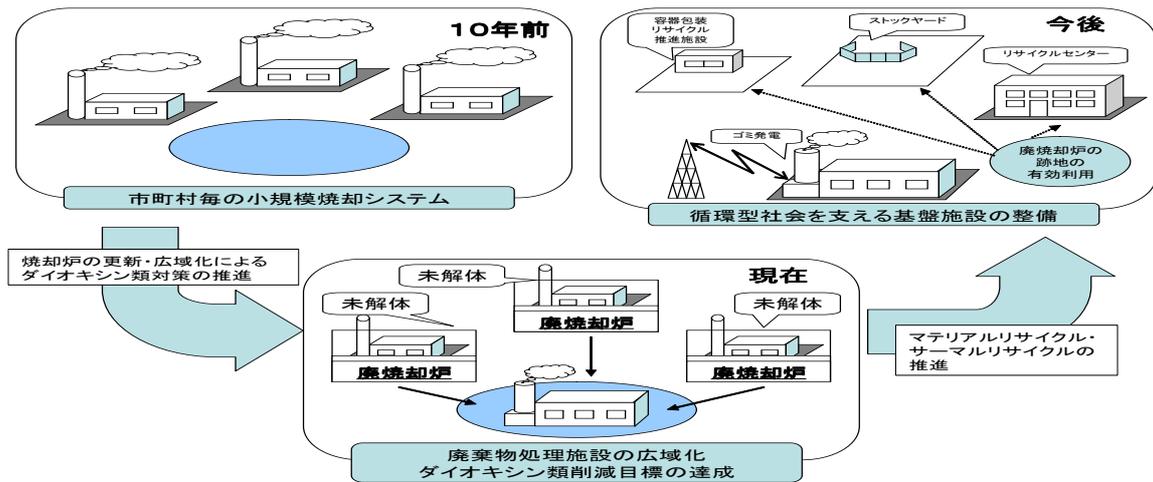
今後とも、ごみ処理施設を新設・更新する際には、廃棄物発電や新技術による効率的な資源回収及びエネルギーの有効活用が推進されるよう、市町等に対し技術的支援を行います。

また、焼却灰を溶融固化した「溶融スラグ」について、JISの品質基準の制定⁹を踏まえ、今後さらに有効活用が図られるよう、公共事業等における利用を促進します。

8 海岸保全区域：災害による被害から海岸を防護し、国土の保全を図るために必要と認められ、指定を受けた海岸の一定地域のこと。

9 溶融スラグに係るJISの品質基準の制定：溶融スラグをコンクリートの骨材又は一般道路用のアスファルトの骨材及び路盤材に用いる場合の規格が、平成18年7月に日本工業規格（JIS）として制定された。

図 25 循環型社会を支える基盤施設の整備



(3) 他の市町と連携した処理の推進

処理施設の整備に当たっては、適切な施設規模や建設経費、維持管理経費などを勘案し、より効率的な施設整備が行われるよう、他の市町との連携について技術的支援を行います。

4 生活排水対策（し尿等）の推進

(1) 下水道等の整備の推進

平成8年3月に策定した広島県污水適正処理構想（平成16年3月改定）に基づいて、地域の実情に応じた公共下水道、農業（漁業）集落排水施設及び合併処理浄化槽の計画的な整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の整備の推進

下水道、農業（漁業）業集落排水施設などの整備が困難な地域においては、国の「循環型社会形成推進交付金」、「地域再生基盤強化交付金（污水处理施設整備交付金）」の制度や「小型浄化槽設置整備事業」、「浄化槽市町村整備推進事業」の補助制度を活用した浄化槽の整備が図られるよう、市町の取組を支援します。

また、生活排水対策の一環として、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

第22表 広島県污水適正処理構想（平成16年3月改定）の整備目標

区分	事業名	平成14年度		平成19年度（目標）		平成25年度（目標）	
		処理人口 （千人）	普及率 （%）	処理人口 （千人）	普及率 （%）	処理人口 （千人）	普及率 （%）
集合処理	公共下水道	1,746	60.8	1,899	66.5	2,046	73.0
	農業・漁業集落排水	40	1.4	57	2.0	78	2.8
個別処理	浄化槽等	298	10.4	342	12.0	363	12.9
計		2,085	72.6	2,299	80.5	2,487	88.7

（注）平成19年度末の汚水処理人口普及率「概ね8割」、平成25年度末「概ね9割」の達成を目指す。

(3) 浄化槽の適正な管理の推進

し尿の水洗化及び生活排水の処理を推進するため、浄化槽の適正な維持管理の徹底や法定検査率の向上に向けて啓発するとともに、法定検査結果等に基づいて、浄化槽の効率的な立入検査を実施し、不適正な浄化槽については、改善等を指導します。

また、平成19年4月から導入した10人槽以下の浄化槽に対する効率化検査の実施などにより、平成22年度までに法定検査受検率が50%超となるよう、受検率の向上を図ります。

第23表 法定検査体制

指定検査機関	社団法人広島県環境保全センター	社団法人広島県浄化槽維持管理協会
新検査体制に伴う 法定検査の役割	新設時検査（浄化槽法7条検査）	—
	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に1回のガイドライン検査） ・11人槽以上（毎年のガイドライン検査）	定期検査（浄化槽法11条検査） ・10人槽以下（5年に4回の効率化検査）

(注)「ガイドライン検査」とは、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成8年3月25日付け衛浄第17号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知、一部改正平成14年2月7日付け環廃対第105号）による検査のこと。

5 災害廃棄物対策の推進

(1) 市町の処理体制の整備

大型台風や地震による被害の発生などに備えて、災害廃棄物が迅速かつ的確に処理されるよう、市町は事前に「水害廃棄物対策指針（平成17年6月環境省）」及び「震災廃棄物対策指針（平成10年10月旧厚生省）」に基づいて、水害廃棄物処理計画及び震災廃棄物処理計画を策定し、組織・体制の整備を図るものとします。また、一般廃棄物処理施設等の復旧対策について、適切な対応がされるよう、市町に対し技術的支援を行います。

さらに、災害廃棄物の応急的な処分に必要な最終処分場の確保や、施設の復旧等に必要な災害等廃棄物処理事業費補助金の確保について、市町に対し助言します。

(2) 広域的な相互協力体制の整備

広範囲に災害が発生し、市町が単独では対応できない事態に備え、近隣市町との相互協力体制の確立が図られるよう、市町に対し助言します。

なお、県と広島県環境整備事業協同組合及び広島県清掃事業協同組合においては、災害発生時の無償支援協定を締結しています。

第2節 産業廃棄物に関する施策

1 発生抑制及び減量化

(1) 産業廃棄物埋立税制度の活用

平成15年度に導入した産業廃棄物埋立税制度を継続し、経済的手法による産業廃棄物の排出抑制及び減量化等を促進するとともに、税収を活用して循環型社会の実現に向けた施策を展開します。

税活用施策については、これまでの取組を引き続き実施するとともに、不法投棄対策など市町の取組の支援を強化します。また、事業者の更なる自主的取組を促進する施策や公共関与処分場の環境対策など、新たな施策について検討します。

(2) 多量排出事業者¹⁰における減量化計画の策定指導

廃棄物処理法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年広島県条例第35号）により減量化計画等の策定が義務付けられている多量排出事業者などに対して、実効性のある計画の策定や計画の着実な実施を指導し、減量化を推進します。

2 適正処理対策の推進

(1) 排出事業者責任の徹底

廃棄物処理の基本である、廃棄物を自らの責任において適正に処理する「排出事業者責任」が徹底されるよう、監視指導や法制度の運用等において総合的に施策を展開し、適正処理を推進します。

(2) 監視指導の強化

排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査により適正処理を指導するとともに、違反者に対する是正指導の強化や廃棄物処理法に基づく処分などにより、不適正処理事案に対する迅速かつ適正な対応を行います。

また、排出事業者向け講習会の開催などにより排出事業者責任の周知・徹底を図るとともに、産業界等が行う自主的に行う広域的な処理体制の構築や環境保全活動などの取組を支援し、適正処理を推進します。

(3) 有害産業廃棄物の適正処理の推進

○ アスベスト廃棄物対策の推進

アスベスト廃棄物の熔融処理による無害化処理などの取組を促進するとともに、排出事業者及び処理業者等に対して、「廃石綿等処理マニュアル（平成17年8月環境省）」に基づいて、適正処理の指導やアスベスト廃棄物処理施設周辺における環境モニタリング調査により、アスベスト廃棄物の適正処理を促進します。

10 多量排出事業者：廃棄物処理法又は広島県生活環境の保全等に関する条例に基づくもので、その事業活動に伴い多量の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）、条例は500トン以上ある事業場を設置している事業者のこと。

○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策の推進

平成20年度から日本環境安全事業株式会社（北九州市）で、県内PCB廃棄物の搬出処理が開始されることに伴い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に基づくPCB廃棄物処理計画を策定するとともに、処理が開始されるまでの間の適正な保管の徹底及び安全で計画的な搬出・処理等を指導します。

また、多量保管事業者が実施する自己処理に対しては、安全性の確保など、適正処理に向けた指導を徹底します。

○ ダイオキシン類削減対策の推進

産業廃棄物焼却施設や管理型最終処分場に対する行政検査により、ダイオキシン類発生源等の監視を行うとともに、産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじんや燃え殻等のダイオキシン類含有量が低減化されるよう、高温での焼却や集塵装置による防塵の徹底など適切な維持管理を指導します。

○ 感染性廃棄物の適正処理の推進

医療機関及び産業廃棄物処理業者に対して、血液等が付着した注射針など感染性廃棄物の適正処理が行われるよう、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（平成16年3月環境省）」に基づいて、引き続き、指導を徹底します。

（4）優良な産業廃棄物処理業者の育成

国の「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（平成17年4月環境省）」に基づいて、産業廃棄物処理業者の適合認定を行います。また、産業廃棄物処理業者が行う情報公開の取組を支援し、優良な処理業者の育成を推進するとともに、優良な処理業者が市場で優位に立てる環境づくりを推進します。

（5）マニフェスト制度による適正処理の推進

産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の適切な運用を指導するとともに、インターネットで産業廃棄物の処理の流れをさらに迅速かつ的確に把握することができる電子マニフェストの普及を促進します。

また、平成20年度から事業者に義務化された前年度1年間のマニフェスト交付状況の報告について周知を図るとともに、電子マニフェストの普及促進により、マニフェスト交付状況報告制度¹¹の円滑な実施を図ります。

（6）産業廃棄物の広域移動への対応

「県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱」に基づく事前協議により、県外産業廃棄物の性状や排出工程などを確認・把握するとともに、県外から過剰に産業廃棄物の搬入が行われないよう指導を行い、その適正処理を確保します。

11 マニフェスト交付状況報告制度：産業廃棄物管理票交付等状況報告書は、平成12年厚生省令第115号によりこれまで提出が猶予されていたが、省令改正により、平成20年4月1日以降提出が必要となる。マニフェストを交付した排出事業者は、前年度におけるマニフェストの交付等の状況に関する報告書を作成し、事業場の所在地を管轄する都道府県知事又は政令市長に提出しなければならない。

3 処理施設の確保

(1) 処理施設の設置・運営に係る厳正な審査・指導

処理施設の設置に当たっては、生活環境影響調査結果に基づく生活環境の保全への適切な配慮など、法令に基づく厳正な審査を行うとともに、処理施設の管理に当たっては、施設に対する信頼性等を確保するため、維持管理基準等の遵守、維持管理記録の地域住民への閲覧等の徹底を指導し、安全性の確保を図ります。

また、最終処分場については、残余容量の定期的な把握とその記録及び閲覧が義務付けられたため、現況の計測により残余容量等を的確に把握し、不適正処理が行われないよう監視体制の強化を図ります。

(2) 地域住民との合意形成の推進

「産業廃棄物処理施設の設置に係る地元調整に関する要綱」に基づいて、設置者による地元説明会の開催などを指導し、設置者と地域住民の間の合意形成が円滑に行われるよう調整を図ります。

また、地域住民の環境保全に関する要望等に応じて、環境保全協定を締結するよう助言し、処理施設に対する地域住民の理解と信頼の醸成に努めます。

(3) 処理施設の整備に対する支援

事業者及び廃棄物処理業者による最終処分場の整備が円滑に進むよう、周辺的环境保全を促進するための支援方策について検討します。

また、処理施設の整備を計画している事業者などに対し、政府系金融機関や県の環境保全融資などの融資制度について周知を図り、積極的な活用を指導します。

(4) 最終処分場跡地の安全対策の推進

廃止した最終処分場の跡地を指定し、当該土地の形質変更などが行われる場合に、生活環境の保全上の支障が生じないように、「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン（平成17年6月環境省）」に基づいて、適正な跡地管理を推進します。

また、埋立が終了した最終処分場について、廃止までの間の適正処理を確保するため、埋立終了後に必要となる維持管理費用の積み立てを指導します。

(5) 公共関与による処理事業の推進

民間による最終処分場の確保が困難な状況の中で、広島市出島地区及び福山市箕沖地区において、公共関与による安全・安心な処分場を計画的に整備します。

また、広島市五日市地区及び福山市箕島地区における埋立処分事業を、財団法人広島県環境保全公社の運営により、引き続き、実施します。

第3節 不法投棄防止対策に関する施策

1 不法投棄監視体制の強化

車両、船舶及びヘリコプターによる陸域・海上・上空からのパトロールを実施して、不適正事案の未然防止や早期発見を図り、不法投棄等の不適正事案に対する原因者の究明や改善指導を徹底します。(図2-6 廃棄物不法投棄対策等実施体系図参照)

また、不法投棄対策班が行う機動的な監視活動や情報収集により、事案への対処能力の向上を図ります。

2 不法投棄情報の収集

県産業廃棄物対策室に設置する「不法投棄110番・ファックス」等により、県民等からの不法投棄など不適正処理に関する情報を幅広く収集するとともに、関係機関に迅速な情報提供を行い、不法投棄事案等の早期解決に努めます。

3 地区不法投棄等防止連絡協議会の活動強化

県地域事務所毎に設置した地元市町や警察署などの関係機関で構成する地区不法投棄等防止連絡協議会による地域に根ざした監視・啓発活動を推進するとともに、町内会や各種業界団体との連携を強化して、監視網の拡充を図ります。

また、警察本部・海上保安本部等との合同監視パトロールや「全国ごみ不法投棄監視ウィーク¹²」と連動した活動を実施するなど、不法投棄監視活動の強化を図ります。

4 市町の不法投棄防止対策に対する支援

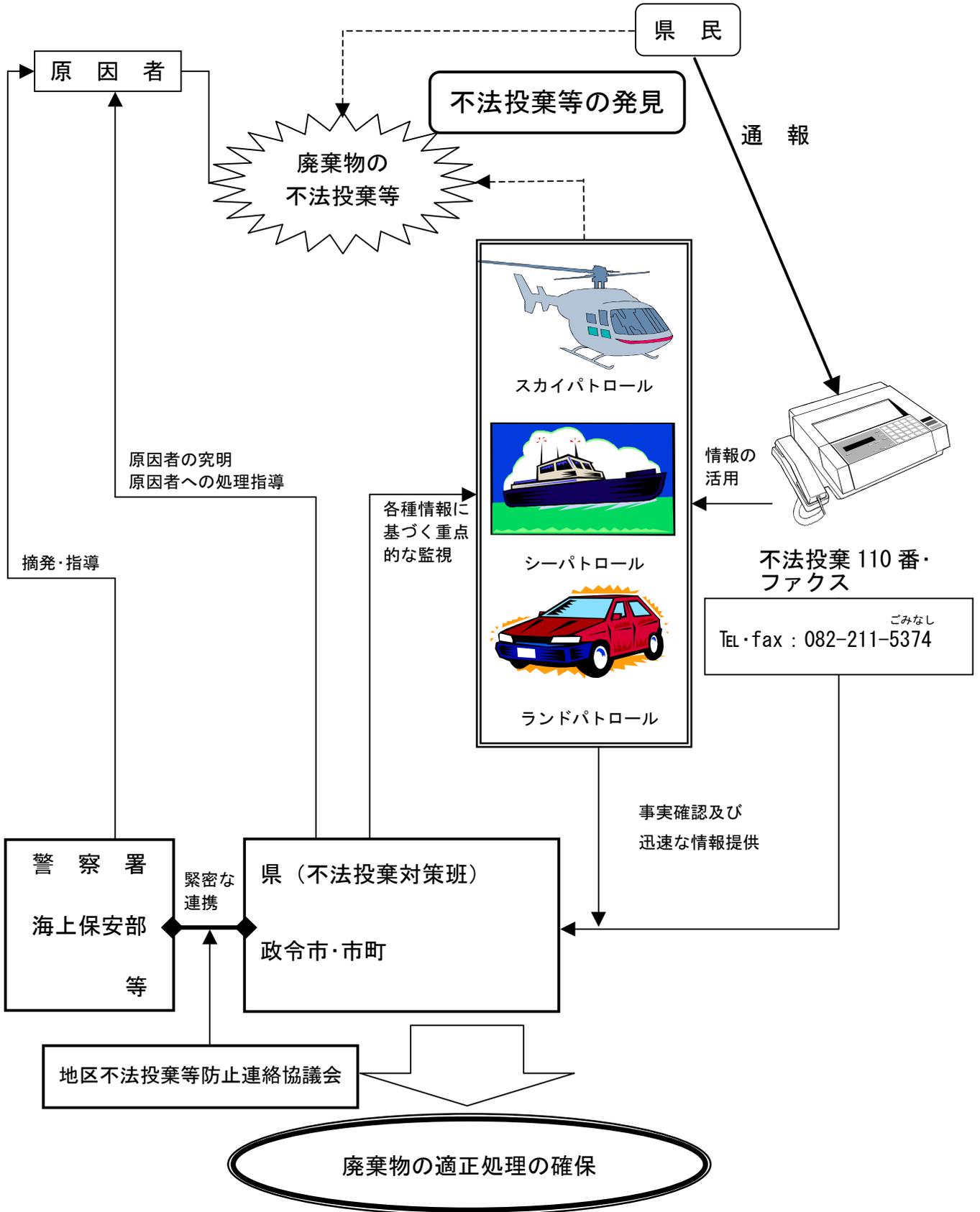
県内各地の山林や道路脇において、大型廃家電などの不法投棄が多く見られます。さらに、今後、地上波デジタル放送への切り替えに伴う廃テレビの不法投棄の増加が懸念されており、こうした不法投棄の未然防止及び早期是正を図る上で、市町による不法投棄防止対策の取組が重要となっています。

このため、市町が実施する不法投棄の監視や不法投棄防止に関する啓発など不法投棄防止対策に関する事業に対する支援を強化します。

また、不法投棄等の不適正処理事案に対して迅速に対応するため、県と市町との更なる連携強化が図られる体制のあり方について検討を行います。

12 全国ごみ不法投棄監視ウィーク：5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までの期間。美しい日本、持続可能な社会をめざして、全国市長会が平成18年度に全国の市に呼びかけ創設されたもの。

図 2 6 廃棄物不法投棄等対策実施体系図



第4節 循環型社会の実現に関する施策

1 廃棄物の発生抑制及び減量化

循環型社会の実現に関する施策の推進に当たっては、最初に行える限り廃棄物の発生抑制及び減量化に取り組む必要があります。

このため、県民及び事業者による廃棄物の発生抑制及び減量化の自主的取組を促進します。

(1) 一般廃棄物の発生抑制及び減量化 [再掲 (P 3 8)]

(2) 産業廃棄物の発生抑制及び減量化 [再掲 (P 4 4)]

2 リサイクルの推進

(1) リサイクル産業への支援

○ リサイクル技術研究開発・施設整備の推進

廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルの取組を促進するため、事業者が実施するリサイクル技術の研究開発や施設整備を支援し、リサイクル関連産業を育成するとともに、リサイクル産業団地の整備など、地域におけるリサイクル産業の振興を図ります。

また、産業廃棄物処理業界及び大学が有するリサイクルへの取組意欲を活かし、廃棄物の処理実態に詳しい業界と大学の英知をマッチングさせた産学連携の活動を支援することにより、リサイクル関連産業の活性化を推進します。

○ リサイクル製品の使用促進

県内で発生した廃棄物などを使用したリサイクル製品の利用を促進するため、所定の要件・基準に適合したリサイクル製品の登録を行うとともに、登録した製品について、県のホームページ、パンフレット等を通じて積極的な情報提供を行います。

また、登録リサイクル製品の県の事務・事業における率先的な使用などを通じて、普及の促進を図ります。

(2) 公共事業系廃棄物の資源化、再生利用の推進

県の公共事業において排出される廃棄物の資源化、再生利用の推進を先導する観点から、コンクリート、アスファルトコンクリート、建設木くず及び建設汚泥について再資源化を推進します。

また、廃棄物の資源化、再生利用を推進するため、公共事業系廃棄物から再生された建設資材を公共事業において率先して利用するなど、再生建設資材の利用の促進を図られるよう積極的な取組を行います。

(3) 熱回収（サーマルリサイクル）の推進

再使用及び再生利用が困難で焼却せざるを得ない廃棄物をエネルギーとして活用することにより、地球温暖化防止に寄与します。

市町が設置するごみ焼却施設において、排熱を利用する廃棄物発電や熱供給システムなどが導入され、可能な限りごみがエネルギーとして利用されるよう、市町に対し技術的支援を行います。市町の支援に当たっては、国の「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（平成19年6月環境省）」に基づいて、地域条件に応じた適切な処理システムへの見直し等が行われるよう配慮します。

また、木くずなど廃棄物系バイオマスの利活用が進んでいないことから、先進的な取組事例や技術情報などの提供を通じて、廃棄物系バイオマスの利活用の促進に努めます。

（４）各種リサイクル法の推進

循環型社会の実現に向けて循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の趣旨を踏まえ、これらの法律が円滑に施行されるよう徹底を図ります。

また、各種法律によりリサイクルを進める上で課題となる点について、市町の要望等を踏まえながら、国への制度の見直しなどについて働きかけを行います。

第24表 各種リサイクル法の概要

区 分	施行年月	法 の 概 要
容器包装リサイクル法	H12.4 (改正H18.6)	市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムが規定されています。
家電リサイクル法	H13.4	小売業者による回収及び回収された使用済み家電製品の製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムが規定されています。
食品リサイクル法	H13.5 (改正H19.6)	食品の製造・加工・販売業者が取り組むべき事項（食品廃棄物の再資源化）が規定されています。
建設リサイクル法	H14.5	建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続きなどが規定されています。
自動車リサイクル法	H17.1	自動車の所有者によるリサイクル料金の負担、関連事業者による使用済み自動車の引取り・引渡し、自動車メーカー等によるフロン類、エアバック類、シュレッダーダストの引取り・再資源化等が規定されています。

（５）農業系廃棄物、上下水道汚泥のリサイクルの推進

○ 家畜排せつ物のリサイクルの推進

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、「広島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」及び「広島県資源循環型畜産確立基本方針」に基づいて、家畜排せつ物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な処理・利用に必要な畜産業者の技術力の向上、畜産部門と耕種部門が連携した堆肥等の流通・利用の促進を図ります。

また、地域の実情に詳しい市町、農業団体と連携した推進指導体制の整備を図ります。

○ 上下水道汚泥のリサイクルの推進

上水道汚泥については、セメント原料、園芸用土や建設資材（路盤材、管布設埋設材）としての活用を進め、全量リサイクルの促進に努めます。

下水道汚泥については、セメント原料や堆肥原料などへの利用を進め、リサイクルの促進に努めます。また、バイオマス資源である下水汚泥の燃料化事業を検討します。

3 エコタウン構想の推進

(1) びんごエコタウンモデル地区の整備推進

びんごエコタウン構想の具体化に向け、リサイクル産業の集積を通じた企業間連携の推進とリサイクル産業の育成を図るため、びんごエコタウンモデル地区（福山市箕沖町）に企業用地を整備し、リサイクル産業の立地を推進します。

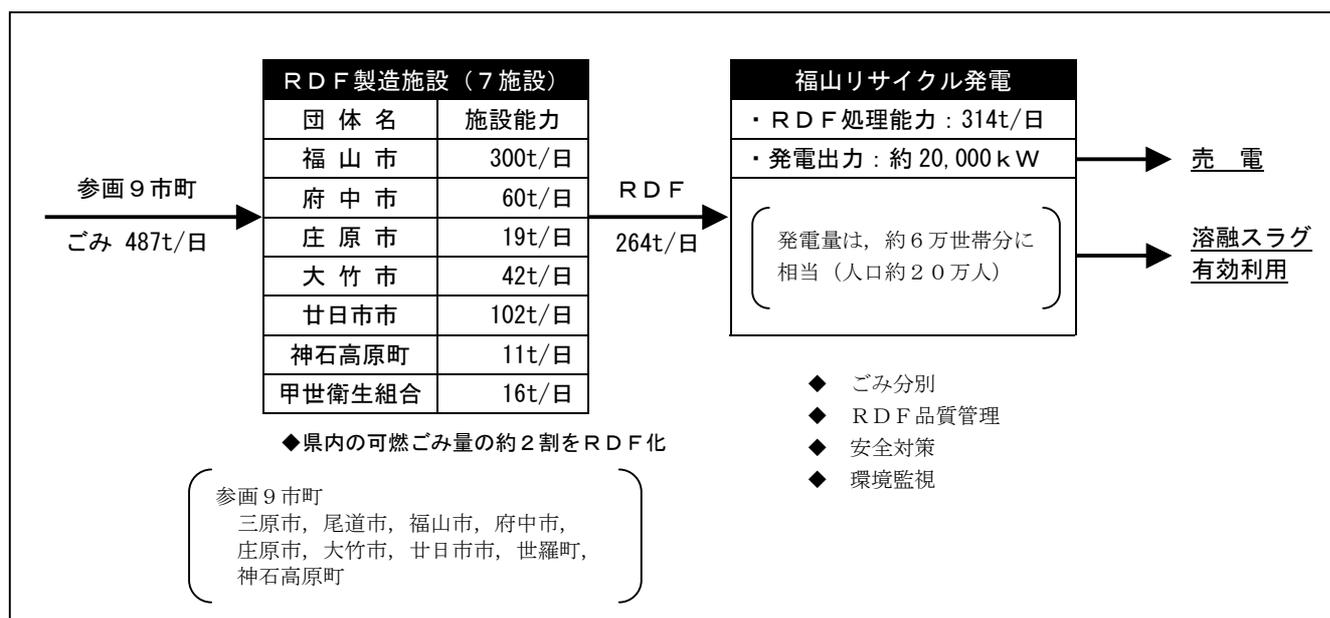
(2) 福山リサイクル発電事業の推進

ごみ焼却施設のダイオキシン問題や最終処分場の逼迫に対する対応、可燃ごみからの熱回収などを広域的かつ効率的に進めるため、引き続き、福山リサイクル発電事業（RDF発電・灰溶融）を実施します。

この事業は、ごみの広域処理とサーマルリサイクルを通じて、環境、資源、エネルギー対策を同時に進めるものです。

また、この事業の計画期間は平成30年度までとなっており、事業終了後のごみ処理や施設整備について検討する必要があることから、将来のごみ排出量や減量化の計画などを踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の見直しを含め、市町に対し技術的支援を行います。

図27 福山リサイクル発電事業の概要



4 環境意識の向上及び自主的行動の推進

環境学習・環境教育を指導する環境保全アドバイザー等の人材養成や環境問題に関する情報の提供等を通じて、環境意識の向上を図るとともに、県民や事業者等が環境に配慮した生活や事業活動が実践できるよう計画的に進めていく必要があります。

(1) 環境学習・環境教育の推進

○ 環境学習指導者の育成

環境保全アドバイザー等の環境学習指導者を養成するとともに、環境学習指導者研修会などを通じて、教員や指導者の資質向上を図ります。

○ 環境学習モデルタウンの推進

環境学習への先進的な取組を行う市町を「環境学習モデルタウン」として指定し、学校における環境学習・環境教育の推進や多様な主体が参画した環境学習の体制づくりを支援するとともに、モデルタウンの取組を県内に幅広く普及させることにより、環境学習の一層の推進を図ります。

○ 「環境月間¹³」等の環境保全啓発行事の実施

環境に対する県民の理解・関心等を高め、環境保全活動への積極的な参加を促すため、国・市町・民間団体と連携して、「環境の日（6月5日）」、「環境月間（6月）」、「瀬戸内海環境保全月間（6月）」、「3R推進月間（10月）」等において、環境保全啓発等の行事を行い、県民・事業者等への啓発を図ります。

(2) 環境情報の提供

環境問題の現状や環境学習・環境教育に役立つ人材、教材、施設情報等を常時分かり易く提供するため、県ホームページの環境情報サイト（エコひろしま）等を利用した積極的な情報発信に努めます。

(3) 各主体の取組支援・連携強化

○ 環境にやさしい自主的活動の促進

ひろしま地球環境フォーラム等の環境保全推進団体との連携を強化し、事業者、地域、家庭における省資源・省エネルギー運動、3R推進運動等の自主的な取組を支援するとともに、企業等による環境マネジメントシステム、ISO14001、エコアクション21¹⁴等の導入を支援し、環境にやさしい自主的活動の促進を図ります。

○ 大学間連携組織等ネットワークとの連携

地域、学校等における環境意識の向上を図るため、大学環境ネットワーク協議会等の組織と連携し、大学の持つ専門的知識と学生の行動力を活かした環境保全活動や環境学習を実践します。

13 環境月間：昭和48年から、毎年6月5日からの1週間を「環境週間」としていたが、平成3年からは、6月を「環境月間」とし、環境省ほか関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種の普及啓発活動が行われている。

14 エコアクション21：中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、平成16年4月に環境省が制度化した環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。

5 市町による環境基本計画等の策定の促進

各地域から循環型社会の実現に向けた取組を促進するため、市町において総合的な環境行政の基本となる「環境基本計画」や「温暖化対策実行計画」などを策定し、これらに基づく実効ある取組を計画的に進めていく必要があります。

このため、県・市町で設置する「環境行政総合調整会議¹⁵」等において協議・調整を行い、市町による環境基本計画等の策定や環境行政をめぐる諸課題の解決に向けた取組に対し、技術的支援を行います。

6 県の率先した取組

県自ら「事業者」として、県の業務全般における循環型社会の実現に向けた率先的な取組を進めます。

(1) 公共事業等における廃棄物の排出抑制・リサイクル等の推進

「広島県環境配慮推進要綱」に基づいて、県が行う公共事業について、計画・設計・工事の各段階における廃棄物の排出抑制・リサイクル、省資源・省エネルギー等の配慮状況を点検し、公共事業における環境配慮を推進します。

(2) グリーン調達等の推進

「広島県グリーン購入方針」、「広島県登録リサイクル製品使用指針」等に基づいて、登録リサイクル製品など環境に配慮した物品や役務の調達、公共工事における再生資材の調達などを推進します。

また、「環境に配慮した広島県率先行動実行計画」に基づいて、事務所等における省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化・リサイクル、職員の意識啓発などの取組を進め、エコオフィスづくりを推進します。

15 環境行政総合調整会議：県、市町などで構成し、市町の環境行政の諸課題に係る検討及び技術的調整等を行う会議。

第7章 計画の推進

計画を推進し、循環型社会を実現していくためには、県民・事業者・行政などの各主体が、それぞれの責任と役割を認識し、相互に連携を図りながら、関係者が一体となって取り組む必要があります。

第1節 計画の推進体制及び進行管理

1 推進体制

一般廃棄物対策については、市町との連携が不可欠であることから、「環境行政総合調整会議」などを通じて、市町との協議・調整を図り、協働して計画を推進します。

産業廃棄物対策については、処理責任を担う排出事業者や産業廃棄物処理業者との連携・協力が不可欠であることから、業界団体や処理業者の団体である社団法人広島県産業廃棄物協会と、計画の推進について協議・調整を図ります。

また、県民や「ひろしま地球環境フォーラム」や「広島県地球温暖化防止活動推進センター¹」など環境保全団体との連携を密にして、計画の推進を図ります。

なお、計画に掲げた施策は、県の各部局の施策とも深く関わっていることから、関係部局で構成する「地球環境問題対策協議会²」や「地球環境対策室³」における協議・調整を通じて、着実な施策の推進を図ります。

2 進行管理

廃棄物の減量化等の目標については、排出量等の状況把握と計画の進捗状況の確認を行いながら、施策を適切に実施し、計画の達成を目指します。

一般廃棄物については、毎年、排出及び処理の状況に関する実態調査を行い、産業廃棄物については、5年ごとに行う排出及び処理の状況に関する実態調査に加え、毎年実施する補完調査により、それぞれ計画達成の度合いの進行管理を行います。

その他、適正処理などの施策については、常に計画と実情を比較検討し、施策の見直しを図りながら、進行管理します。

1 地球温暖化防止活動推進センター：地球温暖化防止法の規定に基づき、地域における普及啓発活動等の拠点として知事が指定するもので、本県では平成12年4月1日付けで（財）広島県環境保健協会を指定している。

2 地球環境問題対策協議会：本県における地球環境問題に関する対策等を総合的に推進するために設置した副知事をトップとする庁内組織のこと。

3 地球環境対策室：環境基本計画、実施計画の推進等について、県の各部局が一体となって総合的かつ計画的に進めるための庁内関係室員からなるマトリックス組織のこと。

第2節 各主体の役割

1 県民の役割

県民は、日常生活の中で自らごみの排出者であり、ごみ問題の解決には日々の一人ひとりの行動が重要であることを認識し、行政の施策に積極的に協力して、次のような取組の実践に努める必要があります。

- ごみをできるだけ少なくするライフスタイルの実践
- 再品やリサイクルしやすい製品の優先的な購入・使用
- ごみの分別や回収ルールへの遵守などリサイクルシステムへの協力
- 地域清掃など環境保全活動や環境学習等への積極的な参加

2 排出事業者の役割

排出事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないことや拡大生産者責任⁴を有することを十分に認識し、行政の施策に積極的に協力し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減に配慮した事業活動の実施
- 長寿命製品、詰替え型製品、リサイクルしやすい製品等の製造・販売
- 製造・販売した製品の回収や再利用の推進
- 再生資源の積極的な活用
- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 業界等による環境保全活動の推進

3 廃棄物処理業者の役割

廃棄物処理業者は、排出事業者から委託を受けた廃棄物を適正に処理する責務があり、排出事業者責任の原則の一翼を担うものであることを十分に認識し、次のような取組を実践する必要があります。

- 廃棄物の適正処理と法令遵守の徹底
- 情報公開の推進による信頼性の確保
- 処理施設の安定的確保と適正管理の徹底
- 廃棄物の減量化や再生利用の促進
- 処理業者団体の組織体制の強化

4 拡大生産者責任：生産者が生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方。具体的には、廃棄物等の循環資源の循環的利用及び適正処分に資するよう、①製品の設計を工夫すること、②一定の製品について、それが廃棄された後、生産者が引取やリサイクルを実施することなどが上げられる。

4 市町の役割

市町は、区域内の一般廃棄物について、その減量化に向けた住民の自主的な活動の促進を図るとともに、適正処理に必要な措置を講じる責務があることから、次のような取組を進めていく必要があります。

- 住民への情報提供，普及啓発
- 住民のごみ減量化等の取組の支援
- 一般廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用の推進
- 一般廃棄物の適正処理の推進
- 他市町と連携した処理の推進
- 不法投棄防止対策の実施
- 災害廃棄物処理体制の確保
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン調達等の推進

5 県の役割

県は、廃棄物の発生抑制，適正な循環的利用（再使用，再生利用，熱回収）及び適正処理を推進するため，計画的かつ総合的な施策を講じるとともに，県民，排出事業者，廃棄物処理業者及び市町と連携して，次のような取組を進めていきます。

- 廃棄物の発生抑制，再使用，再生利用の促進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄防止対策の推進
- 処理施設確保に向けた支援及び公共関与による処理の推進
- 市町に対する一般廃棄物の適正処理等に関する技術的支援
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境関連情報の提供の推進
- 市町における災害廃棄物処理体制整備の技術的支援
- 公共事業における環境配慮（廃棄物の発生抑制等）の推進
- グリーン調達等の推進

資 料 編

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成17年度）	58
(2) 市町のごみ排出量及び処理量（平成17年度）	59
(3) ごみ排出量等の推移（平成8～17年度）	61
(4) ごみ処理量の推移（平成8～17年度）	61
(5) ごみ再生利用量等の推移（平成8～17年度）	61
(6) ごみ最終処分量の推移（平成8～17年度）	61
(7) ごみ処理経費の推移（平成8～17年度）	62
(8) ごみ処理施設の整備状況（平成17年度末現在）	62
(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移（平成8～17年度）	62
(10) し尿等の排出量の推移（平成8～17年度）	63
(11) し尿等の処理状況の推移（平成8～17年度）	63
(12) し尿処理施設の整備状況（平成17年度末現在）	63
(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成8～17年度）	63
(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成8～17年度）	63

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成17年度）	64
(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況	64
(3) 産業廃棄物処理業の状況	65
(4) 県内における多量排出事業者の減量化計画の提出事業者数	65
(5) 公共関与による埋立処分事業の状況	66
(6) 産業廃棄物の広域移動の状況	66
(7) 有害廃棄物対策の現状	67

3 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系	68
(2) 国の基本方針	69

4 第2次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会	70
(2) 廃棄物適正処理懇話会	77

1 一般廃棄物

(1) 一般廃棄物の処理体制（平成17年度）

市 町 名	ごみ処理体制		し尿処理体制
	可燃ごみ	その他	
広島市	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は安芸地区衛生施設管理組合・山県郡西部衛生組合)
呉市	単独処理	単独処理	単独処理
竹原市	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
三原市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	三原広域市町村圏事務組合	単独処理 (一部は甲世衛生組合)
尾道市	単独処理 (一部は甲世衛生組合)	単独処理	単独処理
福山市	単独処理	単独処理	単独処理
府中市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
三次市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
庄原市	単独処理	単独処理	単独処理 (一部は甲双衛生組合)
大竹市	単独処理	単独処理	単独処理
東広島市	単独処理 (一部は竹原広域行政組合)	単独処理 (一部は竹原広域行政組合)	単独処理 (一部は竹原広域行政組合)
廿日市市	単独処理	単独処理	単独処理
安芸高田市	芸北広域環境施設組合	芸北広域環境施設組合	単独処理
江田島市	単独処理	単独処理	単独処理
府中町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
海田町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
熊野町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
坂町	安芸地区衛生施設管理組合	単独処理	安芸地区衛生施設管理組合
安芸太田町	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合	山県郡西部衛生組合
北広島町	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	芸北広域環境施設組合 (一部は山県郡西部衛生組合)	単独処理 (一部は山県郡西部衛生組合)
大崎上島町	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合	竹原広域行政組合
世羅町	甲世衛生組合	三原広域市町村圏事務組合	甲世衛生組合
神石高原町	単独処理	単独処理	単独処理

(2) 市町のごみ排出量及び処理量 (平成17年度)

① ごみ排出量

市町名	計画処理区域内人口			収集ごみ						直接搬入量	合計	左の内訳		1人1日当たりの排出量 (g/人・日)
	計画収集人口	自家処理人口	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	計			生活系	事業系	
広島市	1,140,977	0	1,140,977	298,759	28,844	59,352	3,634	4,234	394,823	21,556	416,379	228,412	187,967	1,000
呉市	254,126	0	254,126	60,170	5,147	11,661	196	1,741	78,915	42,625	121,540	77,017	44,523	1,310
竹原市	31,316	0	31,316	7,087	1,669	876	7	6	9,645	1,104	10,749	8,103	2,646	940
三原市	104,514	0	104,514	29,941	1,180	1,299	0	133	32,553	7,045	39,598	23,614	15,984	1,038
尾道市	153,796	0	153,796	44,457	4,297	10,645	60	726	60,185	3,200	63,385	43,986	19,399	1,129
福山市	462,844	0	462,844	134,162	8,784	23,755	0	2,806	169,507	5,311	174,818	122,080	52,738	1,035
府中市	45,972	530	46,502	8,174	4,369	3,473	0	0	16,016	1,174	17,190	10,708	6,482	1,024
三次市	60,470	0	60,470	11,081	570	3,896	190	491	16,228	2,657	18,885	13,898	4,987	856
庄原市	43,956	0	43,956	4,819	134	1,222	26	15	6,216	3,983	10,199	6,216	3,983	636
大竹市	30,299	0	30,299	5,532	315	1,273	2	15	7,137	3,159	10,296	7,973	2,323	931
東広島市	175,488	0	175,488	49,763	4,069	6,260	79	2,455	62,626	4,681	67,307	38,999	28,308	1,051
廿日市市	118,116	0	118,116	30,692	808	3,524	13	1,349	36,386	4,174	40,560	26,701	13,859	941
安芸高田市	33,801	0	33,801	5,201	430	32	63	36	5,762	1,562	7,324	4,291	3,033	594
江田島市	30,561	0	30,561	7,309	1,204	603	24	709	9,849	2,083	11,932	8,513	3,419	1,070
市小計	2,686,236	530	2,686,766	697,147	61,820	127,871	4,294	14,716	905,848	104,314	1,010,162	620,511	389,651	1,030
府中町	50,402	0	50,402	12,354	219	1,492	16	816	14,897	974	15,871	12,169	3,702	863
海田町	28,484	0	28,484	9,199	149	1,739	163	352	11,602	616	12,218	8,071	4,147	1,175
熊野町	26,023	0	26,023	5,324	88	1,254	11	571	7,248	257	7,505	6,761	744	790
坂町	12,615	0	12,615	4,295	85	840	7	282	5,509	122	5,631	3,889	1,742	1,223
安芸太田町	7,571	1,033	8,604	1,395	0	301	6	88	1,790	375	2,165	930	1,235	783
北広島町	20,591	585	21,176	3,455	236	110	72	35	3,908	859	4,767	2,687	2,080	634
大崎上島町	9,477	0	9,477	2,320	527	0	0	0	2,847	447	3,294	2,847	447	952
世羅町	19,581	0	19,581	2,274	320	138	0	21	2,753	102	2,855	1,963	892	399
神石高原町	12,238	0	12,238	982	13	562	3	134	1,694	66	1,760	1,408	352	394
町小計	186,982	1,618	188,600	41,598	1,637	6,436	402	2,299	52,248	3,818	56,066	40,725	15,341	821
県計	2,873,218	2,148	2,875,366	738,745	63,457	134,307	4,572	17,015	958,096	108,132	1,066,228	661,236	404,992	1,017

② ごみ処理量

市町名	ごみ 処理量 (①~④)	焼却処理量			最終処分量				焼却以外の 中間処理量 ③	資源化量			集団 回収量	自家 処理量
		直接 焼却量 ①	処理残さ 焼却量	計	直接 最終処分量 ②	処理残さ 埋立量	焼却残さ 埋立量	計		直接 資源化量 ④	処理後の 資源化量	計		
広島市	416,379	311,410	15,074	326,484	33,339	3,990	29,954	67,283	71,630	0	57,230	57,230	228	0
呉市	121,540	87,092	8,520	95,612	7,918	3,522	10,445	21,885	26,530	0	14,487	14,487	6,698	0
竹原市	10,749	7,703	0	7,703	0	1,487	690	2,177	2,156	890	609	1,499	493	0
三原市	39,598	36,016	0	36,016	519	0	5,075	5,594	3,063	0	2,848	2,848	2,200	0
尾道市	63,385	43,691	3,089	46,780	2,733	672	6,357	9,762	9,104	7,857	4,290	12,147	21	0
福山市	174,818	54,815	121	54,936	24	12,616	8,395	21,035	119,603	376	67,249	67,625	10,759	0
府中市	17,190	0	0	0	4,430	754	0	5,184	12,760	0	7,084	7,084	0	158
三次市	18,885	12,286	842	13,128	188	409	1,572	2,169	3,492	2,919	2,240	5,159	145	0
庄原市	10,199	6,008	257	6,265	0	238	18	256	4,191	0	2,788	2,788	0	0
大竹市	10,296	0	0	0	0	225	0	225	10,296	0	6,136	6,136	1,495	0
東広島市	67,307	53,675	170	53,845	1,321	5,820	6,572	13,713	9,358	2,953	2,813	5,766	3,218	0
廿日市市	40,560	11,966	466	12,432	1,206	214	1,246	2,666	27,180	208	16,999	17,207	1,811	7
安芸高田市	7,324	6,268	226	6,494	0	209	0	209	1,016	40	1,486	1,526	516	0
江田島市	11,932	8,228	762	8,990	1,942	234	914	3,090	1,738	24	742	766	953	0
市小計	1,010,162	639,158	29,527	668,685	53,620	30,390	71,238	155,248	302,117	15,267	187,001	202,268	28,537	165
府中町	15,871	13,382	0	13,382	398	0	844	1,242	1,844	247	1,810	2,057	0	0
海田町	12,218	9,736	0	9,736	160	0	613	773	2,064	258	2,052	2,310	0	0
熊野町	7,505	5,822	18	5,840	0	44	367	411	1,683	0	1,813	1,813	99	0
坂町	5,631	4,500	59	4,559	85	0	297	382	1,046	0	1,135	1,135	0	0
安芸太田町	2,165	1,712	17	1,729	0	23	291	314	453	0	413	413	0	283
北広島町	4,767	4,012	130	4,142	0	124	56	180	687	68	964	1,032	0	104
大崎上島町	3,294	2,767	0	2,767	292	0	278	570	235	0	91	91	0	0
世羅町	2,855	0	0	0	0	7	0	7	2,855	0	1,730	1,730	0	0
神石高原町	1,760	0	14	14	0	5	1	6	1,760	0	1,019	1,019	0	0
町小計	56,066	41,931	238	42,169	935	203	2,747	3,885	12,627	573	11,027	11,600	99	387
県計	1,066,228	681,089	29,765	710,854	54,555	30,593	73,985	159,133	314,744	15,840	198,028	213,868	28,636	552
県外受託分	255	205	0	205	0	33	25	58	50	0	14	14	—	—
処理量計	1,066,483	681,294	29,765	711,059	54,555	30,626	74,010	159,191	314,794	15,840	190,766	213,882	—	—

(3) ごみ排出量等の推移 (平成8～17年度)

単位 人口：千人、量：t/年、1人1日当たり排出量：g/人・日

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
総 人 口	2,900	2,903	2,904	2,885	2,883	2,880	2,879	2,878	2,877	2,875
計画収集人口	2,878	2,885	2,888	2,870	2,868	2,867	2,871	2,871	2,874	2,873
自家処理人口	22	18	16	15	15	13	8	7	3	2
排 出 量	1,013,985	1,019,541	1,029,844	1,079,187	1,134,853	1,192,447	1,123,986	1,108,131	1,095,205	1,066,228
収集ごみ量	929,263	937,275	947,877	988,948	1,039,760	1,006,958	1,001,187	1,004,341	979,640	958,096
直接搬入量	84,722	82,266	81,967	90,239	95,093	185,489	122,799	103,790	115,565	108,132
自家処理量	13,559	13,827	14,773	13,572	8,912	9,159	7,564	5,580	648	552
1人1日 当たり 排出量	広島県 963	968	977	1,030	1,081	1,139	1,073	1,057	1,041	1,017
	全国平均 1,105	1,104	1,112	1,107	1,128	1,120	1,112	1,107	1,084	1,067

(4) ごみ処理量の推移 (平成8～17年度)

単位：t/年

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
ごみ処理量	1,013,985	1,019,506	1,029,834	1,079,188	1,134,790	1,192,722	1,124,015	1,110,434	1,095,440	1,066,483
直接焼却量	756,300	761,883	751,701	777,937	801,240	830,394	816,751	828,730	702,615	681,294
焼却以外の 中間処理量	145,980	153,011	174,967	180,478	215,386	189,017	199,889	196,495	322,103	314,794
直接再生利用量	—	—	—	—	—	—	—	15,936	13,250	15,840
直接最終処分量	111,705	104,612	103,166	120,773	118,164	173,311	107,375	69,273	57,472	54,555

(注) 平成15年度から、実態調査の様式変更により、直接再生利用量(直接資源化量)の項目が追加

(5) ごみ再生利用量等の推移 (平成8～17年度)

単位 量：t/年、率：%

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
総資源化量	115,868	121,124	137,255	146,400	163,307	158,844	165,900	161,283	247,453	242,518
再生利用量	89,103	93,426	110,797	119,942	136,237	133,103	140,174	134,338	218,468	213,882
集団回収量	26,765	27,698	26,458	26,458	27,070	25,741	25,726	26,945	28,985	28,636
再生利用率	広島県 8.8	9.2	10.8	11.1	12.0	11.2	12.5	12.1	19.9	20.1
	全国平均 5.9	6.6	7.8	8.7	9.8	10.4	11.9	12.3	12.8	14.1

(注) 再生利用率(%) = (ごみ再生利用量) / (ごみ処理量) × 100

(6) ごみ最終処分量の推移 (平成8～17年度)

単位 量：t/年、1人1日当たり最終処分量：g/人・日

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
最終処分量	257,865	250,720	248,152	264,129	279,563	323,485	248,637	203,685	168,555	159,191
うち焼却灰埋立量	110,000	109,889	106,072	110,136	115,020	118,180	109,664	102,034	79,771	74,010
1人1日 当たり最 終処分量	広島県 244	237	234	250	266	308	237	193	161	152
	全国平均 285	261	246	235	227	215	194	181	174	157

[増加要因]

平成11年度：平成11年6月の豪雨災害による災害廃棄物の処分

平成12年度：家電リサイクル法施行(平成13年4月)を前にした廃家電の駆けこみ排出

平成13年度：平成13年3月24日の芸予地震による災害廃棄物の処分

[減少要因]

平成16年度：RDF(ごみ固形燃料)の製造等による資源化量の増加

(7) ごみ処理経費の推移 (平成8～17年度)

単位 　ごみ処理経費：億円、1人当たりの経費：円/年・人

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
ごみ処理経費	269.7	291.5	297.8	293.8	302.0	308.8	307.3	306.3	336.1	334.7
1人 当たり の経費	広島県	9,400	10,100	10,300	10,200	10,500	10,800	10,700	10,700	11,600
	全国平均	10,400	10,800	11,000	11,100	11,500	11,700	11,700	11,600	11,800

(8) ごみ処理施設の整備状況 (平成17年度末現在)

【ごみ焼却施設】

区 分	計	固定バッチ式	機械化バッチ式	准連続式	全連続式
施設数	27	1	7	8	11
公称能力 (トン/日)	3,169	26	164	584	2,395
処理実績 (トン/日)	1,918	9	76	387	1,446

【焼却以外の中間処理施設】

区 分	計	ごみ燃料化 処理施設	資源化施設	粗大ごみ 処理施設
施設数	47	7	27	13
公称能力 (トン/日)	1,514	550	571	393
処理実績 (トン/日)	747	368	259	120

【最終処分場】

施設数	31
全体容量	8,858 千m ³
残余容量	2,385 千m ³
平成17年度埋立実績	166 千m ³
平成15～17年度の平均埋立量	173 千m ³
残余年数(残余容量/平均埋立量)	14 年

(9) 水洗化人口と非水洗化人口の推移 (平成8～17年度)

単位：千人

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
総 人 口	2,900	2,903	2,904	2,885	2,883	2,880	2,879	2,878	2,877	2,875
水洗化人口	2,030	2,060	2,118	2,154	2,209	2,250	2,310	2,358	2,391	2,403
公共下水道人口	1,270	1,351	1,405	1,402	1,477	1,523	1,575	1,629	1,661	1,695
浄化槽処理人口	760	709	713	752	732	727	735	729	730	708
うち合併処理 浄化槽人口	245	230	246	285	291	298	314	333	342	355
非水洗化人口	870	843	786	731	674	630	569	520	486	472
水洗化 率 (%)	広島県	70.0	70.9	72.9	74.7	76.6	78.1	80.2	81.9	83.1
	全国平均	77.2	78.9	80.5	81.9	83.4	84.7	86.0	87.1	88.9

(10) し尿等の排出量の推移（平成8～17年度）

単位：千k l

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
し尿収集量	534.7	523.6	500.9	486.0	450.8	425.4	394.6	380.6	356.9	335.2
浄化槽汚泥収集量	395.7	402.5	404.3	414.7	403.0	404.3	407.1	416.2	410.4	412.9
自家処理量	51.2	59.1	62.6	65.7	61.1	60.4	53.0	49.5	46.3	25.3
合 計	981.6	985.2	967.8	966.4	914.9	890.1	854.7	846.3	813.6	773.4

(11) し尿等の処理状況の推移（平成8～17年度）

単位：千k l

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
し尿処理施設	910.6	907.5	877.4	876.9	833.8	806.7	776.8	757.6	743.1	725.7
下水道投入	20.2	18.8	28.1	24.2	20.4	23.1	25.4	24.7	24.4	22.6
その他（農地還元を含む）	0.4	0.6	0.5	0.4	0.3	0.5	0.2	0.3	0.2	0.2
合 計	931.2	926.9	906.0	901.5	854.5	830.3	802.4	782.6	767.7	748.5

(12) し尿処理施設の整備状況（平成17年度末現在）

施 設 数	3 6
公称能力 (kl/日)	2, 7 7 7

(13) 浄化槽の設置基数の推移（平成8～17年度）

単位：基

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
単独浄化槽	182,488	182,497	181,135	176,935	157,048	149,902	136,361	133,240	125,164	121,483
合併処理浄化槽	25,066	28,353	31,987	38,117	43,229	48,631	53,722	58,665	62,511	70,840
計	207,554	210,850	213,122	215,052	200,277	198,533	190,083	191,905	187,675	192,323

(14) 浄化槽の法定検査の受検状況の推移（平成8～17年度）

単位：%

年 度	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
新設時検査 (広島県)	100.0	100.0	88.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	94.3	99.0
新設時検査 (全国平均)	60.3	62.9	71.5	72.9	75.4	78.0	84.2	84.4	84.0	84.0
定期検査 (広島県)	6.0	7.3	8.2	8.8	9.0	11.3	13.9	15.8	18.4	19.4
定期検査 (全国平均)	12.3	12.8	13.4	13.9	14.4	14.7	15.7	16.5	17.9	20.2

2 産業廃棄物

(1) 業種別・種類別産業廃棄物排出量（平成17年度）

単位：t/年

区分	農業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・水道業	情報通信業	運輸業	卸・小売業	医療・福祉	教育・学習支援業	サービス業	合計
燃え殻					20,472	10,053		11				7	30,543
汚泥		700	111,849	159,143	1,449,669	1,845,625	17	490	1,544	84	417	13,255	3,582,793
廃油			17	9,432	65,184	60	22	1,106	5,884	45	37	1,438	83,225
廃酸					57,595		97			160	5	7	57,864
廃アルカリ				21	30,032		10	21	605	126		58	30,873
廃プラスチック類	772	6	31	19,044	143,774	351	155	2,357	6,814	3,020	220	7,682	184,226
紙くず				10,228	19,722		578						30,528
木くず				160,184	259,274								419,458
繊維くず				307	2,667								2,974
動植物性残さ					48,035								48,035
動物系固形不要物					797								797
ゴムくず				8	1,985				5			36	2,034
金属くず		76	112	27,594	266,437	767	311	920	7,662	854	315	2,511	307,559
ガラス・コンクリート・陶磁器くず				39,930	48,208	51	5	122	220	299	35	55	88,925
鉱さい					5,575,543						2	76	5,575,621
がれき類			360	1,395,051	37,642			1,622	817		14	93	1,435,599
ばいじん					276,659	358,296							634,955
動物のふん尿	1,042,310												1,042,310
動物の死体	1,397												1,397
感染性廃棄物					139					4,664		1	4,804
混合物等				40	138		84	397	2,124	1,430	1	357	4,571
合計	1,044,479	782	112,369	1,820,982	8,303,972	2,215,203	1,279	7,046	25,675	10,682	1,046	25,576	13,569,091

(2) 産業廃棄物処理施設の設置状況

【中間処理施設】

平成17年度末現在

施設の種類の 設置主体	処理施設数				処理能力			
	排出事業者	処理業者	公共	計	排出事業者	処理業者	公共	計
ア 汚泥の脱水施設	39	28	11	78	3,009.5	1,983.0	947.0	5,939.5
イ 汚泥の乾燥施設（機械）	2	2	0	4	134.0	141.6	0	275.6
ウ 汚泥の乾燥施設（天日）	0	3	0	3	0	378.0	0	378.0
エ 廃油の油水分離施設	0	8	0	8	0	1,991.0	0	1,991.0
オ 廃プラスチック類の破碎施設	1	34	0	35	72.0	1,941.0	0	2,013.0
カ 木くず又はがれき類の破碎施設	0	236	0	236	0	81,039.5	0	81,039.5
キ シアンの分解施設	1	0	0	1	4.0	0	0	4.0
ク PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	1	0	0	1	31.0	0	0	31.0
ケ 汚泥の焼却施設	4	23	1	28	120.4	1,124.9	5.0	1,250.3
コ 廃油の焼却施設	4	25	0	29	61.6	889.2	0	950.8
サ 廃プラスチック類の焼却施設	8	40	0	48	48.6	768.4	0	817.0
シ その他の焼却施設	7	51	1	59	140.4	1,552.1	10.0	1,702.5
計	67	450	13	530	3,621.5	91,808.7	962.0	96,392.2

(注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設

2 処理能力の単位は、ア、イ、ウ、エ、キ、ク、ケ及びコの施設は立法メートル/日、オ、カ、サ及びシの施設はトン/日

【最終処分場】（再掲）

平成16年度末現在

設置 主体	施 設 数				残余容量 (万m ³)				残余年数
	排 出 事業者	処 理 業者	公 共	計	排 出 事業者	処 理 業者	公 共	計	
安定型 処分場	6	67	1	74	6	488	15	509	8.3
管理型 処分場	9	22	2	33	11	243	63	317	8.4
計	15	89	3	107	17	731	78	826	8.4

- (注) 1 表中の施設は、廃棄物処理法第15条の許可対象施設。
 2 残余年数は、平成16年度の埋立量の実績（管理型37万立方メートル、安定型61万立方メートル）から試算したもの。
 3 安定型処分場：地下水を汚染しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びびがれき類のみを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。
 4 管理型処分場：浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備等が設けられ、燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい及びばいじんなどを埋め立てる産業廃棄物最終処分場のこと。

(3) 産業廃棄物処理業の状況

【業態別産業廃棄物処理業の許可状況】

平成17年度末現在

許可区分	業 種	管 轄					構成比 (%)	
		県	広島市	呉市	福山市	計	許可区分別	合計に対する構成費
産業廃棄物	収集運搬	2,971	1,636	776	1,217	6,600	93.5	81.4
	中間処理	232	97	26	46	401	5.7	5.0
	最終処分	18	9	3	6	36	0.5	0.4
	中間処理・最終処分	17	0	0	6	23	0.3	0.3
	小 計	3,238	1,742	805	1,275	7,060	100.0	—
特別管理 産業廃棄物	収集運搬	411	247	123	227	1,008	96.5	12.4
	中間処理	17	11	1	4	33	3.2	0.4
	最終処分	3	0	0	0	3	0.3	0.1
	中間処理・最終処分	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	小 計	431	258	124	231	1,044	100.0	—
合 計		3,669	2,000	929	1,506	8,104	—	100.0

- (注) 合計欄の業者数は、一の業者が、県、広島市、呉市及び福山市と重複して許可を得ている場合があり、県全体の許可業者数と実際の処理業者数は一致しない。

(4) 県内における多量排出事業者の減量化計画の提出事業者数

【広島県全体】

平成19年10月現在

業種 年度	合 計	建 設 業	製 造 業	電 気 事 業	水 道 業	ガ ス 業	そ の 他
H15	153	59	52	2	27	0	13
H16	224	98	78	2	30	0	16
H17	275	118	101	3	35	0	18
H18	295	128	103	4	38	0	22
H19	330	161	103	4	39	0	23

(5) 公共関与による埋立処分事業の状況

平成18年度末現在

事業名	箕島地区廃棄物等埋立処分事業	五日市地区廃棄物等埋立処分事業
事業実施場所	福山市箕沖町	広島市佐伯区吉見園地先
事業実施主体	(財) 広島県環境保全公社	
事業期間	昭和63年10月11日～平成23年3月(予定)	平成3年1月25日～平成22年3月(予定)
規模	面積	35.6ha
	容量	193.7万m ³
受入実績	153.8万m ³	468.4万m ³
残余容量 (平成18年度末現在)	39.9万m ³	17.1万m ³
埋立廃棄物	産業廃棄物(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラスくず・陶磁器くず、がれき類) 一般廃棄物(焼却灰など)	

(注) 1 (財) 広島県環境保全公社が県から施設を借り受けて埋立処分事業を実施している。
2 一般廃棄物最終処分場の確保が困難な市町の焼却灰なども、一時的に受け入れている。

【公共関与による埋立処分事業の受入実績】

単位：万m³

処分場名	区分	H13	H14	H15	H16	H17	H18
箕島地区 処分場	産業廃棄物	3.7	3.4	2.4	2.7	2.8	4.0
	一般廃棄物	0.3	0.2	0.2	0.7	0.4	0.5
	残土	1.3	5.6	1.5	0.7	0.9	1.1
	計	5.3	9.2	4.1	4.1	4.1	5.6
五日市地区 処分場	産業廃棄物	8.6	10.1	9.3	6.1	6.3	6.9
	一般廃棄物	5.5	4.1	3.3	1.9	0.6	0.5
	残土	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	計	14.1	14.2	12.6	8.0	6.9	7.4
2地区 合計	産業廃棄物	12.3	13.5	11.7	8.8	9.1	10.9
	一般廃棄物	5.8	4.3	3.5	2.6	1.0	1.0
	残土	1.3	5.6	1.5	0.7	0.9	1.1
	計	19.4	23.4	16.7	12.1	11.0	13.0

(6) 産業廃棄物の広域移動の状況

単位：万t

年度	県外からの搬入量	県外への搬出量	H16年度における 主な搬入元・搬出先
H12	40.3 (うち埋立25.6)	49.5 (うち埋立2.0)	(搬入元) ○39都府県 ○山口県、岡山県、東京都、兵庫県、神奈川県 及び埼玉県で56%を占める。 ○廃プラスチック類、汚泥、鉍さい及び金属く ずが58%を占める。
H13	41.6 (うち埋立22.2)	54.7 (うち埋立1.4)	
H14	42.7 (うち埋立23.6)	50.7 (うち埋立1.3)	
H15	62.2 (うち埋立28.0)	66.4 (うち埋立2.8)	(搬出先) ○34道府県 ○大分県、山口県及び福岡県で66%を占め る。 ○ばいじん、がれき類及び汚泥が67%を占 め、主としてセメント原材料、再生骨材及び 土壌改良材となっている。
H16	60.9 (うち埋立30.8)	73.1 (うち埋立3.4)	

(7) 有害廃棄物対策の現状

【PCB廃棄物保管等届出状況】

平成18年度末現在

種 類 (単位)	保 管 中	使 用 中
高 圧 ト ラ ン ス (台)	534	266
高 圧 コ ン デ ン サ (台)	9,084	1,145
低 圧 ト ラ ン ス (台)	22,319	30,008
低 圧 コ ン デ ン サ (台)	14,958	446
柱 上 ト ラ ン ス (台)	405,987	214,000
安 定 器 (台)	144,205	16,035
P C B (kg)	3,642	0
P C B を 含 む 油 (kg)	171,145	0
感 圧 複 写 紙 (ノーカーボン紙) (kg)	27,930	0
ウ エ ス (kg)	20,590	0
そ の 他 機 器 (台)	137,036	134,098
届 出 事 業 者 数	1,279	—

(注) 容量で報告されたものは重量に換算

【アスベスト廃棄物処理施設周辺等のアスベスト濃度測定】

年 度	測定施設数	区 分	濃度範囲 (f/l)
H17	2	処理施設周辺	0.48~1.6
		事業場敷地境界	0.57~1.0
H18	12	処理施設周辺	0.053~0.2
		事業場敷地境界	0.053~0.32

【ダイオキシン類行政検査結果】

○産業廃棄物焼却施設

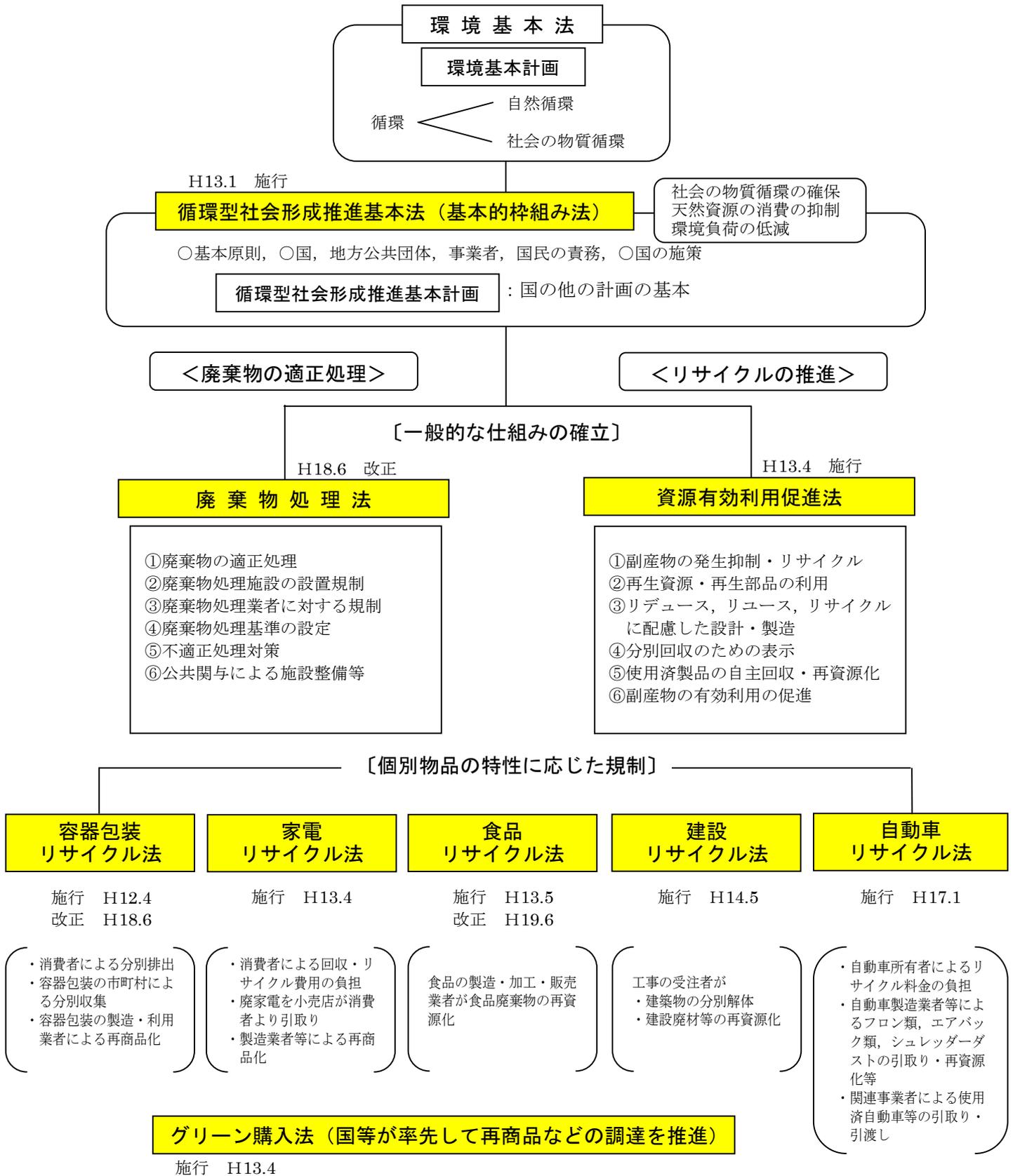
年 度	検査施設数	基準超過施設数
H15	10	1
H16	9	0
H17	8	0
H18	7	0

○産業廃棄物管理型最終処分場

年 度	検査施設数	基準超過施設数
H15	—	—
H16	2	0
H17	2	0
H18	2	0

3 循環型社会形成

(1) 循環型社会の実現のため法体系



(2) 国の基本方針

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月環境省告示第34号） — 抜粋 —

改正 平成17年5月26日環境省告示第43号

○ 方針における減量化目標量

廃棄物の減量化の目標量については、「ダイオキシン対策推進基本指針」（平成11年3月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定）に基づき、平成11年9月に設定した「廃棄物の減量化の目標量」の考え方を踏まえ、当面、平成22年度を目標年度として進めていくこととする。

なお、この目標量については、中間目標年度を平成17年度とし、その達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを実施するものとする。

○ 一般廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量を約5パーセント削減し、再生利用量を約11パーセントから約24パーセントに増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

（単位：100万トン／年）

区 分	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排 出 量	53	51	49
再生利用量	5.9 (11%)	10 (20%)	12 (24%)
中間処理による減量	35 (66%)	34 (67%)	31 (63%)
最終処分量	12 (23%)	7.7 (15%)	6.4 (13%)

○ 産業廃棄物の減量化の目標量

産業廃棄物については、現状（平成9年度）に対し、平成22年度において、排出量の増加を約12パーセントに抑制し、再生利用量を約41パーセントから約47パーセントに増加させるとともに、最終処分量をおおむね半分に削減する。

（単位：100万トン／年）

区 分	平成9年度	平成17年度	平成22年度
排 出 量	410	439	458
再生利用量	168 (41%)	205 (47%)	217 (47%)
中間処理による減量	175 (43%)	197 (45%)	211 (46%)
最終処分量	66 (16%)	36 (8%)	30 (7%)

（注1）小数点以下の数字を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

（注2）括弧内は、各年度の排出量を100としたときの割合である。

4 第2次広島県廃棄物処理計画の策定の経緯

(1) 広島県環境審議会

広島県環境審議会生活環境部会の審議経緯等

開 催 日	審 議 内 容
平成18年8月10日(木)	○ 知事が環境審議会会長に諮問
平成18年8月21日(月)	○ 環境審議会から生活環境部会へ付議
第1回 生活環境部会 平成18年9月4日(月)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定について ○ 第1次広島県廃棄物処理計画の概要について ○ 第1次広島県廃棄物処理計画の減量化目標と現状について ○ 広島県の廃棄物処理の課題について
第2回 生活環境部会 平成19年3月20日(火)	○ 廃棄物適正処理懇話会報告について ○ 第1次広島県廃棄物処理計画の評価について ○ 次期計画目標案について
第3回 生活環境部会 平成19年5月15日(火)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画の計画目標案について ○ 廃棄物処理に係る課題及び施策について ○ 産業廃棄物埋立税について
第4回 生活環境部会 平成19年8月8日(水)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画原案について ○ 産業廃棄物埋立税について ○ 諮問に対する中間報告について
平成19年8月8日(水)	○ 環境審議会会長から知事に中間報告
平成19年8月9日(水)	○ パブリックコメントの実施(平成19年8月31日まで)
平成19年10月10日(水)	○ 市町への意見聴取(法定要件)
第5回 生活環境部会 平成19年11月21日(水)	○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定経過について ○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定に係る意見募集結果等について ○ 広島県産業廃棄物埋立税条例の改正について ○ 第2次広島県廃棄物処理計画の策定について(答申案)
平成19年11月28日(水)	○ 環境審議会会長から知事へ答申

広島県環境審議会委員一覧（★印は生活環境部会委員）

区分	氏名	職業等
会長	岡田光正	広島大学大学院工学研究科教授
会長代理	中西稔	岡山理科大学理学部教授
会長代理	★松田治	広島大学名誉教授
委員	児玉信子	広島県女性薬剤師会副会長
〃	★折登美紀	広島女学院大学文学部教授
〃	鈴木盛久	広島大学大学院教育学研究科教授
〃	林武広	広島大学大学院教育学研究科教授 (広島大学附属東雲小学校・附属東雲中学校 校長)
〃	福本幸夫	財団法人広島市動植物園・公園協会常務理事 事務取扱広島市安佐動物公園園長
〃	★今岡務	広島工業大学環境学部教授
〃	★山田知子	比治山大学現代文化学部准教授
〃	村田和賀代	県立広島大学生命環境学部准教授
〃	浅野ジュン	中国・地域づくり交流会事務局長
〃	★藤井昌平	広島商工会議所連合会幹事長
〃	富原征子	J A広島県女性組織協議会会長
〃	★山本勇二	広島県漁業協同組合連合会 代表理事会長
〃	長谷川忠彦	広島県山岳連盟会長
〃	間所了	広島県猟友会顧問
〃	★宮本博子	広島県女性医師の会
〃	★南拓也	ひろしま地球環境フォーラム理事
〃	★桜井陽子	広島県生活協同組合連合会コープアドバイザー
〃	★中原律子	社団法人広島消費者協会会長
〃	★杉原弘展	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
〃	瀧川正一	広島森林管理署長
〃	渡邊誠	中国経済産業局資源エネルギー環境部長
〃	★山本正司	中国地方整備局企画部環境調整官
〃	浅野洋二	広島県議会議員
〃	杉西加代子	広島県議会議員
〃	吉井清介	広島県議会議員
〃	高橋雅洋	広島県議会議員
〃	下森宏昭	広島県議会議員
〃	山下三郎	広島県市長会・廿日市市長(平成19年11月2日廿日市市長の任期満了)
〃	★佐々木清蔵	広島県町村会・安芸太田町長

(敬称略)

(参考) 平成19年8月末で任期が満了した生活環境部会委員は次のとおりです。

区分	氏名	職業等
委員	竹内俊子	広島修道大学大学院法務研究科教授
〃	松岡俊二	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
〃	安岡秀憲	ひろしま地球環境フォーラム副会長
〃	※国近匠	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長

※任期：H16.7.20～H19.2.20

(敬称略)

諮問文書

平成18年8月10日

広島県環境審議会会長様

広島県知事
〒730-8511 広島市中区基町10-52
循環型社会推進室

第2次広島県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

次のことについて、貴審議会の意見を求めます。

第2次広島県廃棄物処理計画について

付議文書

平成18年8月21日

広島県環境審議会
生活環境部会長様

広島県環境審議会
会長 岡田 光正

第2次広島県廃棄物処理計画の広島県環境審議会への諮問について（付議）

このことについて、別紙のとおり広島県知事から当審議会に諮問がありました。
については、広島県環境審議会運営要綱第3条の規定により、貴部会に次の案件につ
いて付議します。

案 件

第2次広島県廃棄物処理計画について

平成19年8月8日

広島県知事 様

広島県環境審議会会長

第2次広島県廃棄物処理計画の策定について（中間報告）

平成18年8月10日付けで諮問のあったこのことについて、当審議会は、生活環境部会において第1次広島県廃棄物処理計画（以下「第1次計画」という。）の評価や次期計画目標案、廃棄物処理に係る課題・施策などについて4回にわたり審議した。

また、この間、県が昨年度設置した「廃棄物適正処理懇話会」において検討された広島県の産業廃棄物埋立税（以下「産廃税」という。）制度の導入効果やあり方についての懇話会報告を受け、第2次広島県廃棄物処理計画（以下「第2次計画」という。）の策定とともに、産廃税のあり方について審議した。

今般、これまでの審議結果の中間取りまとめを次のとおり報告する。

- 1 産廃税制度のあり方について
別紙1のとおり
- 2 第2次計画原案について
別紙2のとおり

産廃税制度のあり方について

産廃税制度は、経済的インセンティブによって産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクル等の推進を目的として、広島県が独自に課税した地方税（法定外目的税）であり、平成15年4月1日に施行され、平成20年3月31日をもって失効する規定となっている。

産廃税制度のあり方については、次のとおりとすることが妥当である。

1 産廃税制度の継続について

- 産廃税制度は、第1次計画の計画目標（平成18年度）を既に達成し、産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを促す上で効果があったと判断され、第2次計画の計画目標（平成22年度）達成のためには、経済的手法である産廃税制度の役割は大きい。
- このため、産廃税制度を継続することが必要である。
- 継続に当たっては、産業廃棄物の埋処分量の抑制効果の状況と今後の社会経済情勢の変化等を勘案し、5年間の時限措置とすることが適当である。
時限措置後、産廃税制度を廃止する場合は、他県の動向等を踏まえ、廃止後の影響について十分な検討を行うことが必要である。

2 産廃税の使途の拡充について

- 産廃税の使途については、循環型社会の実現を目指して、引き続き、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を基本とする各種施策を展開していくことが必要である。
- 使途の拡充の方向性は次のとおりである。

区 分	内 容
リサイクルの推進	①排出抑制につながる製造工程の技術開発・施設整備、②リサイクルの研究開発・施設整備、③リサイクル製品の普及拡大、④ISO14001、エコアクション 21 の導入など3R（リデュース、リユース、リサイクル）につながる事業者の自主的取組を促進する施策を積極的に進める。
廃棄物対策の推進	産業廃棄物処理業者の優良化施策を進めるとともに、排出事業者が処理責任を適切に果たせるよう支援を行う。 また、不法投棄対策については、市町、業界団体や住民団体等と連携するなど監視体制を強化する。 さらに、産業廃棄物処分場については、周辺環境対策などを講じ、処分場の安定的確保を図る。
自主的環境活動の支援	県民や事業者が自主的な活動に取り組む意欲を高めるための意識啓発や環境学習をさらに積極的に進める。特に、環境学習にあつては、多様な主体による連携を深め、その面的な展開を図る。

- なお、産廃税の使途については、引き続き、環境白書、県ホームページ等を通じて情報開示を行い、産廃税の負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者の理解を深めるとともに、県民への周知・理解を図るよう努めるべきである。

答申文書

平成19年11月28日

広島県知事

藤田雄山様

広島県環境審議会

会長 岡田光正

第2次広島県廃棄物処理計画の策定について（答申）

平成18年8月10日付けで諮問のこのことについて、別紙のとおりとすることを適当と認めます。

(2) 廃棄物適正処理懇話会

廃棄物適正処理懇話会設置要綱

(目的)

第1条 広島県が実施する廃棄物の適正処理施策に県内各界からの幅広い意見を反映させるため、廃棄物適正処理懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 廃棄物の発生抑制，減量化・リサイクル方策
- (2) 廃棄物の処理方策
- (3) 産業廃棄物埋立税について
- (4) その他循環型社会形成に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、別紙の委員をもって構成する。

2 懇話会には、委員の互選により座長を置く。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(懇話会)

第5条 懇話会は、座長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

2 座長に事故あるときは、座長が指名する委員がこれを代行する。

3 座長は、必要に応じて懇話会に委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇話会の事務局は、広島県環境部環境対策局循環型社会推進室に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月8日から施行する。

別紙

氏 名	所 属
今岡 務	広島工業大学大学院環境学研究科教授
川崎 信文	広島大学大学院社会科学研究科教授
川本 義勝	社団法人広島県産業廃棄物協会 会長
小坂 眞治	安芸太田町 助役
柴田 修三	広島商工会議所 環境委員会委員長
中原 律子	ひろしま地球環境フォーラム 副会長
堀野 和則	廿日市市 市民生活部長
松水 征夫	広島大学大学院社会科学研究科教授

(50音順)

廃棄物適正処理懇話会の審議経緯

開 催 日	審 議 内 容
第 1 回懇話会 平成 18 年 10 月 19 日 (木)	○ 廃棄物適正処理懇話会の設置及び第 2 次広島県廃棄物処理計画の策定等について ○ 第 1 次広島県廃棄物処理計画の実施状況等について
第 2 回懇話会 平成 18 年 12 月 26 日 (火)	○ 廃棄物処理の現状について ○ 第 1 次減量化目標の検証について ○ 産業廃棄物埋立税の税収動向について
第 3 回懇話会 平成 19 年 1 月 31 日 (水)	○ 産業廃棄物埋立税のあり方について ○ 報告書骨子案について
第 4 回懇話会 平成 19 年 2 月 22 日 (木)	○ 今後の廃棄物対策について ○ 報告書案について

廃棄物適正処理懇話会からの報告 — 抜 粋 —

(4) 産業廃棄物埋立税のあり方

ア 産業廃棄物埋立税制度

- 現在、産業廃棄物の排出量については長期的には横ばいで推移しているものの、最近の経済の動向によると、今後増加することも予想される。
一方、最終処分量は、現行の第 1 次廃棄物処理計画の計画目標を上回るペースで減少しているものの、引き続き、平成 22 年度の長期目標達成はもとより、循環型社会の構築に向けて、さらに削減する必要がある。
- このため、今後とも、本県の産業廃棄物施策は、法令による規制的手法、事業者の自主的取組による手法、産廃税などの経済的手法など、適切な政策の組み合わせ（ポリシーミックス）により対応し、現行の第 1 次廃棄物処理計画の長期目標の達成を効率的・効果的に進めることが重要である。
- とりわけ、最終処分場へ搬入する産業廃棄物に対して課税し、その税収を廃棄物の再資源化等に活用する経済的手法は、一部企業に税の負担感があるものの、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを促す上で効果があり、その役割は大きい。
- 以上のことから、現行の産廃税制度を継続させ、その税収をより効果的に活用し、産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルに関する施策を重点的に実施していくことが必要である。
- 産廃税制度の継続に当たっては、産業廃棄物の埋立処分量の抑制効果の状況と今後の社会経済情勢の変化等も勘案すると、時限措置とすることが適当であるが、時限措置後、産廃税制度を廃止する場合は、他県の動向等を踏まえ、廃止後の影響について、十分な検討を行うことが必要である。

イ 産業廃棄物埋立税の使途

- 法定外目的税である産廃税は、その税収を産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てることとしている。
- 県は、循環型社会の構築を目指して、「リサイクルの推進」、「廃棄物対策の推進」及び「自主的環境活動の支援」を基本とする各種施策を展開し、一定の効果・実績を上げているが、産廃税制度の促進に当たっては、一層効果の上がる施策を展開していくことが必要であると考えられる。
- リサイクルの推進については、①排出抑制につながる製造工程の技術開発・施設整備、②リサイクルの研究開発・施設整備、③リサイクル製品の普及拡大、④ISO14001、エコアクション 21 の導入など 3R（リデュース、リユース、リサイクル）につながる事業者の自主的取組を促進する施策を積極的に進めるべきである。

さらに、リサイクルを推進する企業にメリットを持たせるなど、新たな施策に取り組む必要がある。

- 廃棄物対策の推進については、産業廃棄物処理業者の優良化施策を推進し、排出事業者が優良な処理業者を選定しやすくするとともに、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を管理・把握できる手法の導入を促進するなど、排出事業者責任を適切に果たせるよう誘導する新たな施策が必要である。

また、依然として後を絶たない不法投棄については、業界団体や住民団体等との連携も含めた監視体制の強化を進めるとともに、幅広い対策を検討する必要がある。

さらに、新たな最終処分場の設置を進める施策として、処分場の周辺環境の整備、民間の最終処分場を補完する公共関与処分場の整備、跡地利用の適正化などにも産廃税を活用していくべきである。

- 自主的環境活動の支援については、県民や事業者が3R（リデュース、リユース、リサイクル）に対する理解を深め、自主的な活動に取り組む意欲を高めていくための意識啓発や環境学習をさらに積極的に進めていく必要がある。

また、その手法の一つとして、県民、事業者等から意識啓発事業の提案を募集するなど施策の検討に当たって、幅広い主体の参画を検討することが必要である。

- なお、産廃税の使途については、引き続き、環境白書、県ホームページ等を通じて情報開示を行い、産廃税の負担者である排出事業者や産業廃棄物処理業者の理解を深めるとともに、県民への周知を図るよう努めるべきである。

5 廃棄物処理の課題と今後の廃棄物対策

(1) 廃棄物処理の課題

◆ 一般廃棄物

- 排出量は減少傾向にあるものの、現行の第1次廃棄物処理計画の長期目標の達成に向け、今後は、家庭、学校、地域、事業者が一体となって、さらに3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する必要がある。
- ごみ処理施設の整備には計画から完成までに長時間を要することから、計画的な施設整備を図る必要がある。その整備に当たっては、天然資源の消費を抑制し、地球温暖化防止を図る観点から、ごみエネルギーを可能な限り利用するシステムを構築する必要がある。
- 不法投棄については、山林・道路など全県域で発生していることから、監視体制等の対策を強化する必要がある。
- 近年、地震・台風などによる大規模災害が頻繁に発生しているため、がれき、流木など災害廃棄物の処理体制をあらかじめ定めておくなどの対策が必要である。

◆ 産業廃棄物

- 産業廃棄物の排出量は概ね横這いで推移しているが、社会経済動向により大きく変動することから、引き続き、排出抑制に取り組む必要がある。
- 産業廃棄物の再生利用や最終処分についても、長期目標を達成するため、リサイクルの研究開発、施設整備などの施策を引き続き推進する必要がある。
- 廃棄物処理計画を円滑に進行管理するため、廃棄物の発生量や処理処分状況等を年度毎に的確に把握するとともに、計画目標のうち、再生利用量及び最終処分量の達成状況については、今後、景気回復に伴う産業廃棄物排出量の増加も見込まれることから、量とともに排出量に占める割合の評価を的確に行う必要がある。
- 現在、産業廃棄物の再生利用により生産されるリサイクル製品については利用が停滞していることから、リサイクル製品市場の設置等、適切な資源循環のための施策を講じる必要がある。
- また、電子マニフェストの普及拡大や優良で信頼できる産業廃棄物処理業者の育成を図り、引き続き、産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、依然として後を絶たない不法投棄の監視体制の強化も進める必要がある。
- 新規立地が進まない産業廃棄物最終処分場の確保対策や近年問題となっているアスベスト、PCBの無害化処理などの有害廃棄物対策を進める必要がある。
- なお、県外から県内最終処分場に搬入される産業廃棄物の増加は廃棄物処理計画の推進に大きな影響を与えており、国に対して施策提言等を行う必要がある。

(2) 今後の廃棄物対策

- 今後の廃棄物対策については、廃棄物処理の課題を踏まえ、次の施策を中心に行うことが必要であると考えられる。

◆ 一般廃棄物に関する施策

県民・事業者の環境意識の向上及び自主的取組の促進に関する施策
ごみ処理における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進に関する施策
不法投棄防止対策に関する施策
災害廃棄物の処理体制の整備に関する施策

◆ 産業廃棄物に関する施策

廃棄物の排出抑制など、事業者の自主的取組の促進に関する施策
リサイクルの技術開発・施設整備の促進に関する施策
リサイクル製品の普及促進に関する施策
電子マニフェストの普及促進に関する施策
産業廃棄物処理業者の優良化に関する施策
不法投棄防止対策に関する施策
公共関与最終処分場の整備に関する施策
アスベスト、PCB等有害廃棄物の適正処理に関する施策
産業廃棄物の広域移動の調整に関する施策